

第 2 回
食料・農業・農村政策審議会
生産分科会果樹部会

平成 16 年 8 月 3 日

農林水産省
午後 1 時 25 分 開会

竹原果樹花き課長 定刻ちょっと前でございます
けれども、きょうご出席予定の先生方全員おそろい
ですので、ただいまから平成16年度第2回食料・農
業・農村政策審議会生産分科会果樹部会を開催させ
ていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもか
かわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
議事に入りますまで、私、果樹花き課長
の竹原でございますけれども、司会進行を務めさせ
ていただきます。

まず、お手元の資料の配付一覧につきましてご確
認させていただきたいと思います。資料1の議事次
第から資料11の需給小委員会における中間論点整理
まで11の資料がございます。簡単にご説明いたしま
すと、資料1は議事次第、資料2は委員名簿、それ
から資料3から5でございますけれども、前々回の
2月の果樹部会でお配りいたしました果樹農業振興
基本方針の検討に伴う資料でございます。それか
ら、資料6のカラー刷り1枚でございますけれど
も、これは部会として今後の検討の方向をお示しし
たものでございます。資料7は、データ編というこ
とで、果樹農業の現状でございます。資料8がメー
ンの資料でございまして、部会としての中間論点整

理（案）で、現状から今後の方向などを求めたものでございます。さらに中間論点整理案をわかりやすく取りまとめたものといたしまして、資料9、果樹農業の課題と今後の方向（案）というものを用意しております。それから、資料10と11が、今回の中間論点整理の土台となりました産地・経営小委員会、需給小委員会それぞれで取りまとめていただきました中間論点整理となっております。

本日の委員、臨時委員のご出席の状況でございますけれども、畠江臨時委員が所用によりましてご欠席でございます。なお、本日は小委員会からご報告がございますので、志村小委員長、徳田小委員長にご出席をいただいております。ありがとうございます。

それでは、議事次第に基づきまして、まずは豊田部会長からごあいさつをいただき、そのまま部会長に議事進行をお願いさせていただきたいと思います。

豊田部会長、よろしくお願いいいたします。

豊田部会長 本日は委員の皆様方におかれまして、ご多忙の中、当部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

既にご承知かと思いますが、食料・農業・農村政策審議会企画部会におきまして、1、品目横断的な政策への転換、2、担い手・農地制度の改革、3、農業環境資源の保全対策の確立を中心に、それぞれの現状と課題についての議論が行われ、来週の8月10日に中間論点整理がまとめられる予定になっております。特に企画部会では、構造改革を加速する視点から、産業政策と地域振興政策を区分いたしまして、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指している農業経営、いわゆる担い手施策を集中化、重点化していくこと、及び担い手としては、認定農業者及び経営実体を有する集落農業等であります、この内容を取りまとめています。第2に、水田作や畠作など複数の作物を組み合わせた経営を単位として支援する品目横断的政策へ転換すること、その際には、価格政策ではなく、WTO農業協定上の緑の政策に該当する直接支払いの手法を日本の固有の課題にあわせて採用することを提起しております。さらに第3に、農業全体が環境保全を重視したものへ転換する視点から、農業者が最低限取り組むべき規範を策定し、環境負荷を低減する取り組みを経営支援策の要件とする、いわゆるクロスコンプライアンスとするなどが打ち出されております。こういった企画部会の議論を踏まえまして、ご案内のように果樹につきましても同様に現行の基本方針の見直しにおきまして、部会のもとに産地・経営小委員会と需給小委員会を設置し、果樹の生産、需給調整、流通、加工、消費の現状と課題を中心に、それぞれ3回にわたりまして議論を進めさせていただいたとこ

ろでございまして、本日は、小委員会で取りまとめた中間論点整理についての報告を受けるとともに、果樹部会としての中間論点整理を取りまとめたいと考えております。

この検討に当たりまして、先ほどお話しいたしました企画部会における中間論点整理との整合性の確保が必要であるように思われます。第1に、果樹の経営安定対策における対象生産者として、現在では認定農業者及び認定農業者が実質的に運営する組織としておりますが、果たしてこの規定が担い手の明確化に資するものなのかどうか、さらに果樹の担い手を明確にすべきではないかと判断されます。第2に、例えばみかんといった品目別政策に代わって、例えばみかんを含む複数の果樹・かんきつなど、果樹を生産する経営を単位とした支援策が将来有効となるのではないかと想定されるのでしょうか。特に担い手の経営基盤である基盤整備、園地転換、あるいは内部蓄積による規模拡大への集中的投資を可能とするような、経営を単位とする新しい経営支援策が必要ではないかという論点がございます。第3に、その場合、いわゆる持続型の果樹農業によって環境負荷を抑制する農業者の規範を策定することも今後の検討課題にならうかと思われますし、肥料や農薬の削減や土づくり等によって高品質のおいしい果物をつくる経営を支援する政策が国民からも期待されております。

以上のようなことが今後の検討課題になるのではないかと考えております。本日は、3時間と大変長時間の会議になりますが、委員の皆様方におかれましては、取りまとめに当たって忌憚のないご意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、農林水産省から染大臣官房審議官がご出席されておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

染大臣官房審議官 本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、この会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、志村、徳田両小委員長におかれましては、小委員会の検討を大変熱心にご指導いただきまして、どうも大変ありがとうございます。

せっかくの機会でございますので、最近の農政の動向につきまして、幾つかごく簡単に申し上げまして、あいさつにさせていただきたいと存じます。

まず第1点目は、ただいま豊田部会長からお話をございました食料・農業・農村基本計画の見直しの取りまとめの件でございます。豊田部会長がご報告されたとおりでございますし、果樹農業に対してどのようにそれを生かしていくのかというのも部会長ご指摘のような方向なのかなと考えておりますが、一応この8月10日に中間論点整理ができるということございますので、農林水産省といたしまして

も、この中間論点整理を踏まえまして、できるものからなるべく早く、平成17年度の予算要求であるとか、あるいは制度改正にスピード感を持って対応していきたいと考えている次第でございます。

それと2点目は、この5月でしたか、亀井農林水産大臣が今後の農政改革の基本的な視点なり考え方を取りまとめました農政改革基本構想を公表されました。この中では、特に守りから攻めの農政に転換することを目指しまして、意欲ある生産者や地域を支援していくこと、あるいはグローバル化の進展の中で高品質な農作物の海外への輸出拡大を視野に入れた政策を展開することなど、これは果樹農業にとりましても大変心強い方向づけがなされているところでございます。

3点目は、先週末7月31日にWTO農業交渉が決着したことでございます。一応枠組み合意ということで、今後より細かい、例えば関税率の削減率をどうするのか、あるいは具体的な要件をどうするのかといった今後のモダリティーの交渉の基礎となるような枠組み合意でございまして、中身はそういう意味ではかなり抽象的なものになっております。ただ、その中で、我が国農業をきちんと守っていくという点から考えますと、関税削減につきましては階層方式をとることにされまして、高い関税のものほど大幅な関税削減をやっていくということがなされたわけでございます。ただ、一方で各国のセンシティブ品目につきましては一定の柔軟性を確保するということで、今後の交渉によりましては十分センシティブ品目については守れる状況も出てきているのではないかと考えております。ただ、なかなか決まっていない部分が数多くございまして、今後のモダリティー交渉におきまして細部が詰められていくといった状況でございますので、まだまだ時間がかかるしていくという状況でございます。

特に大きい動きは、以上3点ではないかと思っております。そういう中で、果樹農業につきましても、今申し上げましたような農政の動向を踏まながら、果樹農業振興基本方針を見直し、着実に政策の推進をやってまいりたいと考えておりますので、どうか委員の皆様方にはよろしくご指導のほどをお願いしたいと考えております。

本日はそういう意味で、冒頭申し上げましたように、果樹農業振興基本方針策定のための中間論点整理をご議論いただくということになっておりますので、どうか委員の皆様方におかれましては忌憚のないご意見をちょうだいいいたしますようお願いいたします。簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。今日はよろしくお願ひいたします。

豊田部会長 それでは、本日の議題でございますが、本日の主要課題であります果樹部会としての中間論点整理に入る前に、まず、今までの議論の起点

であり、2月の果樹部会で議論しました果樹農業振興基本方針の検討における基本スタンスを再確認いたたくとともに、小委員会の中で議論した内容及び今後議論が予定される内容等について報告いただきます。次に、具体的な検討方法についての議論に入る前のおさらいとしまして、果樹農業の現状と課題、それから小委員会からの中間論点整理の報告を受けまして、本日の主要議題であります果樹部会としての中間論点整理をご議論いただくことになります。これらによりまして部会としての議論の中間整理を行いたいと考えております。つきましては、より実りの多いものになりますように、委員の皆様方からの積極的なご発言をよろしくお願い申し上げます。

まず、事務局より説明を受けた後、ご質問等をいただければと思います。それでは、よろしくお願いします。

竹原果樹花き課長 それでは、ご説明をさせていただきます。

資料3をおあけいただきたいと思います。2月20日の果樹部会で配付させていただいた資料でございます。右の方の四角をごらんいただきたいと思いますが、果樹部会では、2つの小委員会を設けまして検討するという方向が出されたわけでございます。

まず、需給小委員会につきましては4点。1つ目が、需給・生産の実態を踏まえた的確な需給見通し。2番目が、国産果実及び果実加工品の消費拡大対策の今後の方向。3点目が、流通対策の今後の方向、これは輸出の促進なども含むということでございます。4点目が、加工対策の今後の方向でございます。

それから、もう1つの産地・経営小委員会でございますけれども、これも4点の論点がございます。

1つは、果樹の生産・経営対策の今後の方向、産地体制も含むということでございます。2つ目が、果実の需給調整対策の今後の方向。3つ目が、果樹栽培に適する自然的条件に関する基準の作成。4つ目が、近代的な果樹園経営の基本的指標の作成。以上でございます。

続きまして、資料4をごらんいただきたいと思います。縦書きになっております。これも2月20日に、今申し上げました論点を最終的な基本方針の取りまとめのスタイルとして想定しておりますのはこののようなスタイルであるということでご説明をさせていただきました。これはもちろん、今後いろいろな議論が出てこようかと思いますので、これで確定ということではなかったかと思っております。全体需給、消費、生産・経営、需給調整、流通、加工、その他といったことにおきまして、それぞれ書かれておりますようなことについてまとめてはどうでしょうかという提案をさせていただいたということでご

ざいます。

続きまして、資料5をごらんいただきたいと思います。策定までのスケジュール（予定）ということでございます。部会長からのお話にもございましたとおり、右の方にございます食料・農業・農村基本計画を企画部会で議論いただいておりますスケジュールに沿った形で果樹につきましても検討するということで、これまで進めてまいりましたし、今後も進めていきたいと考えております。小委員会は、4月に2つの小委員会を立ち上げまして、部会長の話にもございましたとおり、3回ずつそれぞれ行ってまいりました。夏ごろと本日の8月3日になりますけれども、中間論点整理。それから9月以降につきましては、右の方の企画部会のご議論を踏まえつつ、課題も踏まえつつ、あるいは中間論点で取り残しました課題も踏まえて、さらにまた小委員会で検討し、年末に部会として、また整理を行い、さらに年が明けまして基本方針案を策定し、最終的には来年3月を予定しておりますけれども、答申を行うというスケジュールでございます。

次に、資料6をごらんいただきたいと思います。これは、本日の議論で想定されておりすることも踏まえて、少し踏み込んだ形で提示させていただいておりますけれども、本日の位置づけをおわかりいただきやすいように、あえてこの場でご説明させていただきます。

左から2つ目をごらんいただきたいと思います。それぞれ2つの小委員会で、先ほど申しました4つのテーマがあるということでございます。赤く塗っております部分につきましては、これまで、今回は夏までには議論が行われていないものでございますので、これは秋以降に検討するということでございます。

中間論点整理といたしまして今回ご議論いただきます内容につきましては、右から2つ目の欄でございますけれども、1つは、産地構造改革計画の策定で、産地による果樹産地構造改革計画の策定とその実行（産地の中心となる担い手・消費者ニーズを踏まえた産地戦略の明確化等）でございます。2つ目が、担い手への経営支援ということで、需給調整・経営安定対策の制度見直し及び効果的な経営支援対策を検討するということでございます。これにつきましては、右の方に「今後の検討」とありますけれども、引き続き、担い手というものをどのようにとらえていくのかの明確化、あるいは需給調整、あるいは担い手への経営支援対策につきましては、秋以降さらに本格的な検討をいただければと考えているところであります。

中間論点整理の欄に戻っていただきまして、その下の方でございますけれども、流通コストの低減と輸出の促進ということで、規格の簡素化ですか、

通いコンテナ等を活用した流通の合理化、あるいは輸出体制の整備といったことが書かれております。

2つ目は、加工の関係でございますけれども、加工の製品の高品質化と生産の合理化ということで、果汁工場の合理化を含めて書かれております。それから、最後の点は国産果実の消費拡大ということで、「毎日くだもの200g運動」の推進等が中間論点整理に盛り込まれてくるというところでございます。これらにつきましても、引き続き、消費者ニーズを踏まえた関連産業との連携策につきまして、秋以降も小委員会でご検討いただきたいと考えているところでございます。

一部先走ったこともご説明したことは自覚しておりますけれども、ご説明をさせていただきました。以上でございます。

豊田部会長 ここまでのご説明につきまして、特にご質問等があれば、お願いいいたします。

特にご質問等がなければ、引き続き事務局より、果樹農業の現状について、資料7により説明をお願いします。

竹原果樹花き課長 それでは、資料7をごらんいただきたいと思います。一応、データということで各種取りそろえてございますけれども、これは、これまで2月20日の部会で提示させていただきました資料、それと各小委員会で提示させていただきました資料等を中心に構成したものです。時間の関係もありますので、簡単にご説明させていただきます。

まず、1ページ目をおあけいただきたいと思います。生産の動向が書いてございます。生産量は総じて減少傾向にございます。おうとう、西洋なし等の一部の品目では増加しているという状況です。農家数につきましても減少しております、直近のセンサスでは40万戸という状況でございます。高齢化が進んでおりまして、60歳以上の経営者が5割を超えているという状況でございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。経営の動向について書いてございます。産出額のうち、主業農家の割合は、野菜、畜産、花きに比べて低いものの、7割を占めているという状況でございます。それから、果樹農家につきましては単一経営の割合が高く、主業農家における割合は約半分という形になっております。果樹単一の主業農家の所得は約600万円ということで、これは他の品目に比べ低い水準にあるという現状でございます。

3ページ目をおあけいただきたいと思います。園地の基盤整備・集積の状況でございます。トータルで申しますと、主業農家においても、1ヘクタール以下の層が約5割という状況でございます。それから、傾斜地での園地が多く、特にみかんでは4割の園地が15度以上の傾斜地となっております。それから、園地の基盤整備や集積が残念ながら大変おくれ

ているという状況でございます。

引き続きまして4ページをごらんいただきたいと思います。労働力のことが書いてございます。果樹の場合は、申しまでもありませんが、機械化が困難な作業が多くて、非常に労働集約的であるということございます。それから、経営規模が一定水準を超えますと、どうしても雇用労働力の確保が必要であるということを言っております。それから、光センサーなどの割合もふえているという状況も述べさせていただいております。それから、販売農家の約3割が環境保全型農業に取り組んでいるということで、例えばフェロモン剤、生物農薬ですとか、草生栽培ですとか、そのようなことに取り組んでおられるということでございます。

5ページ目をおあけいただきたいと思います。これは、そのような果樹農業の現状に対応して、各産地での園地の基盤整備の取り組みですとか、流動化に向けた取り組みですとか、労働力の調整に向けた取り組みということで、それぞれ2つの事例ずつ載せてございます。これは、ちょっと説明が長くなりますが、後でごらんいただければと思います。

続きまして6ページにまいりたいと思います。経営につきまして、まず需給調整・経営安定対策の概要につきまして書いてございます。平成13年度から、生産量・品質の変動により価格が不安定なうんしゅうみかんとりんごを対象といたしまして、产地・生産者による生産量の調整などの需給調整の強化を前提といたしまして、需給調整の取り組みを行った場合でもなお価格が大きく低下した場合に、育成すべき果樹生産者の経営安定を図るという観点から、経営安定対策を実施しているところでございます。生産者は2年契約という形で締結しております、2年ごとに制度の見直しを行っているということでございます。15年度の見直しにおきましては、需給調整対策の強化、価格下落時の緊急対策などの制度の運用の改善を行ったところでございます。

続きまして7ページをごらんいただきたいと思います。需給調整対策の現状と価格動向でございます。需給調整対策につきましては、うんしゅうみかん、りんごともに計画に近い生産出荷を実現しております。そういうことで、特にうんしゅうみかんにつきましては、かねてから問題でありました隔年結果が是正される傾向になっているということでございます。一方、特定時期に出荷が集中するということ、あるいは品質の問題といったことがございまして、うんしゅうみかん、りんごとも価格は低迷いたしました。りんごにつきましては15年産は価格が持ち直しましたけれども、うんしゅうみかんについては3年連続で価格が低迷しているという状況にあるということでございます。

8ページ目をごらんいただきたいと思います。経

営安定対策の現状ということでございます。卸売価格は、消費低迷ということに加えまして、先ほどの特定時期の出荷集中ですとか、あるいは気象に起因いたします品質低下といった面から価格が低迷いたしまして、うんしゅうみかんにつきましては3年連続、りんごにつきましては13年、14年において経営安定対策の補てん金が交付されたということになってございます。気象条件などによるやむを得ない品質の低下による価格低下といった場面もございましたけれども、反面、毎年交付の補てん対象となる県もあるというのが実態でございます。

次に9ページをごらんいただきたいと思います。需給調整対策の検証でございます。生産調整につきましては、先ほどと重複いたしますが、隔年結果が是正される傾向にあり、一定の成果があると考えております。一方、出荷の調整につきましては、全国段階で販売対策や販売計画が策定されてはありますけれども、JAレベルあるいは選果場レベルで十分機能しているとは必ずしも言えないのではないかと考えております。しかし、りんごにつきましては、昨年の場合は11月の価格低下時に、主産県で「りんご緊急対策会議」というのが開催されまして、出荷調整を推進した結果、後発産地 これはりんごの場合の言い方で、後期に出荷するところを後発産地という言い方をしてありますけれども、青森県の出荷が抑制されまして、12月以降の卸売価格は持ち直して上昇に転じたということでございます。

次に10ページをごらんいただきたいと思います。経営安定対策の検証でございます。これは、担い手の経営安定についての一定の評価はされると思います。しかしながら、経営安定対策の加入契約者は、認定農業者と認定農業者が実質的な運営をしている生産出荷組織となっておりますけれども、認定労働者の生産のシェアは35%、規模の面で見ますと2ヘクタール未満の経営規模の生産者が7割を占めているというのが実態でございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。これはちょっと異質でございますけれども、参考までにお示しさせていただきました。現在の経営安定対策が左の方の図の仕組みでございます。もう一つ、果樹共済（災害収入共済方式）というのがございます。これは、気象災害による品質低下や減収により収入が低下した場合に、収入の減の補てんを行い果樹経営を安定させる仕組みでございます。2つの仕組みを対比させてございます。経営安定対策は、ご案内のとおり、補てん基準価格というのは県1本で設定されるという形になっております。果樹共済の場合は、農業者ごとに販売実績を反映いたしまして、最大で8割までを補てんするという形になっております。平成16年度に制度の改正が行われまして、それまでは、これに加入できる地域というのが

限定されておりましたけれども、その規制が撤廃されました。そういう改善がなされております。それから、保険を受けない場合は無事戻しという制度もあるということでございます。

次に12ページに移りたいと思います。流通でございます。流通ではコストの面が問題になろうかと思います。小売価格に占める生産者手取りは4割という状況でございます。逆に6割が流通段階のものだということでございます。コスト低減のためには、規格の簡素化ですとか、あるいは通い容器の普及が必要ではないかと考えております。

次に13ページをおあけいただきたいと思います。輸出につきまして記述しております。果実の輸出は、昭和50年代後半には5万トンを超えるぐらいまで拡大いたしましたけれども、その後円高等がありまして減少いたしまして、最近は1万トン程度で推移しております。一方、台湾のWTO加盟などから、ここには「輸入」と書いてありますが、「輸出」の間違いでございますが、15年の輸出量は前年に比べて大きく増加いたしまして、2万6,000トンになったということでございます。平成13年度から、海外市場における国産果実の幅広い需要を開拓するための消費宣伝活動などの支援対策を実施しているというところでございます。

続きまして14ページをごらんいただきたいと思います。14ページには、加工につきまして記述しております。加工は、規格外品のようなものが加工原料に仕向けられているのが実態でございます。これまで生果の需給調整機能を果たしてきておりましたけれども、その機能は近年低下しているということでございます。うんしゅうみかんの加工原料の仕向先は、果汁が8割、缶詰が2割という状況になっております。りんごの場合では、全体で2割程度が向けて、そのほとんどが果汁用という形になっていくということでございます。

次に15ページをおあけいただきたいと思います。果実加工品の輸入の動向について示してございます。果汁の自由化を契機といたしまして、輸入が増加しております。現在、右の方のグラフでごらんいただけますとおり、量でいきますと、国産のシェアは13%と低下しているという状況でございます。主力のオレンジ果汁は、7割がブラジル、残りがアメリカということで、リンゴ果汁につきましては、最近は中国が一番の輸入先になっているという状況でございます。

16ページをおあけいただきたいと思います。みかんの搾汁工場につきまして書いてございます。これは体質強化が必要ということでございますけれども、なかなか過剰な搾汁機の撤去は遅れているという状況でございます。風味を損なわないストレート果汁は、非常に評判が高く、単価も高いのでござい

ますけれども、製造は行われておりますけれども、なかなか伸び悩んでいるという状況でございます。みかんの搾汁工場につきましては、現在、果汁以外のその他の飲料の生産の工場といった総合加工工場という位置づけになっておりまして、みかんの果汁の占める割合は低くなっているのが現状でございます。

次に17ページに移らせていただきたいと思います。ここからは、消費につきまして記述してございます。食生活の変化ということで、いわゆる欠食習慣の拡大とかということで食生活の乱れが懸念されているのは否めない事実でございます。厚生労働省が定めました目標摂取量 1日当たり150gに対しまして、現在ではおおむね120~130gということで推移しております。特に若者層で摂取が少ないという状況でございます。

次に18ページをごらんいただきたいと思います。これは特に世界との比較ということで、一目でおわかりいただけるかと思いますけれども、世界的に果汁の摂取量が低い水準にあるという状況でございます。

19ページに移らせていただきたいと思います。「食」に対する意識の変化ということでございます。家族構成の変化とか、食の外部化とか、簡便化志向とかといったことで、消費者ニーズがいろいろ多様化しているということをいろいろな統計データも、あるいは実態も示しているというところでございます。

続きまして20ページをおあけいただきたいと思います。消費を販売・流通形態の変化という観点からとらえたものでございます。現在、大宗（約8割）は卸売市場を経由するということになっておりますけれども、その割合は減少傾向であるということでございます。全農ですか、あるいは生協など、市場を通さない独自の取引、宅配などが増加して、いわゆる流通が多様化しているという実態でございます。

続きまして21ページをごらんいただきたいと思います。量販店のシェアにつきまして左の方に示しておりますけれども、ますますその割合が高まっているということでございます。一方で世帯員数が減少しておりますので、そういったことに対応したばら売り、少量化のように販売形態も多様化しているという状況でございます。

続きまして22ページをごらんいただきたいと思います。品目が多様化しているということでございます。一つは、多様なくだものが輸入されているということもあります。それから、左下のグラフをごらんいただきたいと思いますけれども、濃い線が国産の月別の出回り量、細い線が輸入でございます。国産の出回り量が少ない時期に輸入が増えているとい

う実態があります。一方で果実飲料の消費につきましては、右の方にありますけれども、伸び悩みが見られるという状況でございます。

以上、データにつきましてご説明いたしました。

豊田部会長 これまでの説明につきまして、特にご質問等があれば、お願いいいたします。石川委員、お願いいいたします。

石川委員 果樹共済についてちょっと教えていただきたいのですが、いわゆる経営安定対策はうんしゅうみかんとりんごだけについてですね。まず、果樹共済の方はほかの品目に対してもあるのかどうかということと、それから経営安定対策に入っている農家と果樹共済に実際に入っている農家の比率といいますか、それからそのダブリぐあいといいますか、その辺をちょっと教えていただけますでしょうか。

課長補佐（需給） お答えさせていただきます。果樹共済の災害収入共済方式でございますけれども、指定果樹と呼ばれているもの、うんしゅうみかん、りんご、もも、ぶどう等、主要な果樹については対象という形になってございます。

それから、シェアでございますけれども、生産量のベースでいきますと、経営安定対策の場合はみかんとりんごだけですけれども、みかんの場合でいきますと大体生産量のシェアは3分の2ぐらいで、りんごで大体4割弱ぐらいの契約のシェアでございます。果樹共済の災害収入共済方式は、11ページの右下の方に書いておりますけれども、みかん6,000ヘクタール、りんご31ヘクタール、果樹が1万1,000ヘクタールということで、大体、主要な果樹で20万ヘクタール以上ありますので、シェアという意味ではそれほど大きなシェアはないというところでございます。

それから、ダブリの点でございますけれども、りんごにつきましては31ヘクタールと書いてありますけれども、りんごでやっているのは青森県の相馬村だけでして、りんごについては全くダブリはございません。みかんにつきましては、愛媛県、熊本県、佐賀県等の数県で入っていらっしゃる方はありますて、愛媛県ですと、経営安定対策に入っているしゃる方の半分から3分の2ぐらいは果樹共済に入つておられるということでして、みかんで言えば、果樹共済の災害収入共済方式につきましては余り入られておりませんので、ダブリという面では、特定の県ではダブってありますけども、その他の県につきましては余りダブリはないという状況でございます。

豊田部会長 よろしいでしょうか。

他に今のデータについてのご質問等ございますでしょうか。

それでは、特ないようですので、中間論点整理

に向けた議論としまして、小委員会より中間論点整理の報告を受けたいと思います。その前に小委員会におきまして中間論点整理をまとめるに当たっての考え方を事務局からご説明していただき、その後に小委員長から報告を受けるという手順にしたいと考えてあります。小委員会の報告を受けた上で、果樹部会としての中間論点整理をまとめることになるわけでございますが、あらかじめ小委員会の中間論点整理を踏まえまして、お二人の小委員長と私と事務局で相談した結果、小委員会の中間論点整理のポイントについて要約したものをお手元の資料8としてまとめてあります。これを本果樹部会の中間論点整理案として提出させていただいてあります。部会としての円滑な議論を図る観点から、小委員長より資料8を読み上げることにより報告にかえたいと考えてありますが、よろしいでしょうか。

異存がないようでございますので、それでは説明をお願いします。資料8のうち、お手元にある「はじめに」と「おわりに」は事務局より、具体的な内容については産地・経営小委員長、需給小委員長よりそれぞれ説明をお願いいたします。それではお願ひします。

竹原果樹花き課長 それでは、部会長から前段の部分につきましてお話をございましたので、事務局よりご説明いたします。

資料10、11が小委員会の中間論点整理でございますが、これにつきましては、小委員会の委員の先生方から提出いただいたご意見を踏まえまして、小委員長から、公平性、効率性、実現性という3つの観点から取りまとめていただいたというものでございます。

具体的にその3点につきましての考え方をご説明いたしますと、第1点目の公平性につきましては、多くの委員にご納得いただけますよう、また委員のご意見を十分に尊重しつつ一定の整理を行う必要があるということで、一部の委員の意見を過大に尊重したものにならないように留意して取りまとめたということです。

2点目の効率性につきましては、小委員会にとどまりませず、果樹関係者の共通認識となりますよう、また小委員会で整理いたしました論点が後戻りすることのないように、特に今後の方向の前提となります現状と課題につきましては、ポイントを的確に把握し、明確に記述するということに留意して取りまとめたものでございます。

それから、最後の実現性ということでございますけれども、果樹農業を取り巻く関係者におきまして実現性の乏しい対策に過度な期待をお持ちいただくというのもまたいかがかということもございますので、そういう観点で記述の留意をしたということでございます。

というわけで、事務局から、資料8の「はじめに」につきまして、私、読み上げる形でご説明させていただきます。お聞きいただきたいと思います。1ページ目でございます。

我が国の果樹政策は、「果樹農業の振興を図るための基本方針」及び「今後の果樹対策について」に基づき、需給調整の強化を前提とした経営安定対策、「ブランド・ニッポン」果実の安定生産・供給体制の確立、果物を毎日の食生活に定着させ需要の拡大を図るため「毎日くだもの200g運動」を柱とする消費拡大対策の推進を行ってきたところである。

しかし、果樹産地においては、生産規模の拡大の遅れをはじめ、高齢化の進展、後継者不足等を背景に産地基盤が弱体化しており、その結果、生産力が低下している状況にある。また、果実の消費は、食の簡便化志向の強い若年層を中心とした果物離れ等により伸び悩んでいる状況にある。

このような状況を解決するためには、豊かな食生活、健康の維持増進を図る上で欠くことのできない果実の重要性を踏まえ、担い手が中心となった生産・販売活動が行えるよう、果樹産地の構造改革を進めるとともに、担い手への経営支援等を見直していくことが喫緊の課題である。

こうした認識の下、本部会は、本年2月に農林水産大臣から現行基本方針の変更に留意すべき事項について諮詢を受けた。

現行基本方針の見直しに際し、部会の下に産地・経営小委員会と需給小委員会を設置し、果樹の生産、需給調整、流通、加工、消費の現状と課題を中心に、それぞれ3回にわたりて議論を進めてきたところである。

この中間論点整理は、果樹農業をめぐる現状と課題について、可能な限り客観的資料等により総合的に検証することにより、果樹農業の関係者の共通の認識を醸成し、今後の果樹農業の施策の検討方向についての基本的な考え方を提示したものである。

本部会は、この中間論点整理を基礎に、対策の方向について更なる具体化を図ることとするが、現場段階においても、この中間論点整理を基に今後の施策のあり方について、活発な議論が行われるよう、関係者に強く求めるものである。

以上でございます。

豊田部会長 それでは、志村小委員長、徳田小委員長、よろしくお願いいいたします。

志村小委員長 では続きまして、私の方から、産地・担い手、報告の2ページから7ページまでの中間論点整理案を読ませていただきたい、報告にかえさせていただきたいと思います。

1 産地・担い手

(1) 産地のあるべき姿

ア 現状

果樹農業においては、通常、選果場を単位に産地を形成し、特色を持った取組が行われており、他の品目に比べて産地の持つ位置づけが大きい。

しかしながら、これら産地においては、必ずしも、消費者ニーズを踏まえ、生産から出荷・販売まで一貫した方針を持った取組が行われておらず、担い手の規模拡大の遅れ、後継者不足、高齢化の進展等による生産基盤の脆弱化が見られる状況となっている。

イ 課題

戦略的な生産、販売により、競争力のある産地の構築が必要であり、そのためには、担い手の育成や園地等の整備について、目指すべき産地の姿を明確にすることが必要である。

ウ 今後の方向

消費者ニーズに対応した果実を生産し、競争力ある産地を再構築するため、産地ごとに具体的な目標とそれを実現するための戦略の策定が必要ではないか。

具体的な産地の目標、例えば

- ・ 果実専門店での高価格販売を目指した高品質化の追求あるいは量販店との契約による低コストかつ安定的な果実の生産など産地の姿を明確にした上で、
- ・ 目標を実現するための具体的な戦略として、核となる担い手の明確化、生産の主体となる園地の明確化、担い手への園地集積への取組方法、園地集積を円滑に行うための基盤整備のあり方、労働力の確保方策、持続型農業や販売戦略を内容とした果樹産地構造改革計画（仮称）を策定する必要があるのではないか。

今後、国等が支援する場合には、果樹産地構造改革計画に基づいて行うとともに、一定期間経過後に評価を行ってはどうか。

エ 留意事項

産地内の合意形成のための検討体制（生産者、市町村、農協等の関係者による産地協議会等）の構築が必要である。

産地の計画策定を支援する上で、国・県による指針の提示、調整・指導等が必要である。

検証のタイミング、検証結果の活用方法等については、今後検討が必要である。

（2）産地における担い手の位置づけ、役割分担

ア 現状

果樹農家は、主業農家の生産シェアの68%であり、また約半数が単一経営であるが、近年の価格低迷等により所得水準は低く、果樹単一主業農家の所得は600万円（農業所得では361万円）と低い状況にある。

このような中で将来を担う農業者の育成が急務である一方、産地を先導する担い手の位置付けや、産地を構成する多様な農業者の役割が明確ではない。

イ 課題

産地内で合意形成を図り、産地における担い手やそれ以外の産地を構成する者の明確化が必要である。

ウ 今後の方向

産地協議会で検討の上、産地の担い手を明確にすることが必要ではないか。また、担い手となる農業者以外の役割や新規参入などの方針についても同様に明確にすることが重要ではないか。

エ 留意事項

果樹農業の「担い手」を具体的にどのように考えるべきか（定義）については、今後、さらに検討が必要である。

加工や観光果樹園等を含めた経営の多角化についても検討が必要ではないか。

（3）生産基盤の構造改革

ア 現状

担い手を育成する上で、重要な役割を

持つ基盤整備、園地集積、労働力の確保について、

2割強の園地が、15度以上の傾斜地に立地するとともに、園地改造等を必要とする園地も5割を超えてい。

経営規模は拡大傾向にあるものの、主業農家平均でも1haに満たず、小規模な園地が分散して保有されている。

果樹園における利用権設定・所有権移転面積は、それぞれ1%前後と極めて低い水準にある一方、放任園が増加傾向にある。

摘果、収穫等、機械化が困難な作業やせん定など高度な技術が必要な作業が多く、労働集約的で、さらに60歳以上の経営者が5割を超える高齢化の進展とともに、後継者も少なく、労働力の不足が深刻化している。

収穫時等の雇用労働力の不足が規模拡大の阻害要因となっている。
等取組が遅れている状況にある。

イ 課題

基盤整備に当たっては、園地の傾斜、土壤条件等の園地情報を的確に把握・整備し、園地の効率的利用を促進することが必要である。

果樹生産の省力化を図り、生産性を高め、担い手への園地集積を行うためには、園地の基盤整備を加速化させが必要である。

園地の貸借を行う体制の充実が必要である。

技術を要する作業については、産地内での労働力確保、一方、収穫作業等については、産地外からの労働力確保の検討が必要である。

ウ 今後の方向

担い手の育成に資する観点から、園地の基盤整備・集積、労働力確保を効率的に組み合わせた一体的な取組みが重要ではないか。

特に、担い手に園地を集積する上で、園内道整備、園地の傾斜緩和等の基盤整備が重要ではないか。その際、園地情報をあらかじめ整備することが重要ではないか。

基盤整備に当たっては、優良品種・

品目への転換を一体的に実施することが重要ではないか。その際、特に過剰感のある品目については、国産果実の端境期に出荷できる品目・品種への転換、さらに、条件不利園地の廃園等園地転換を推進することが必要ではないか。

個人単位での雇用の確保には限界があり、産地において労働力を調整するシステムの構築が必要ではないか。その際、産地協議会において、産地内で必要な労働力を作業ごとに調査・検討することが必要ではないか。また、高度な技術を必要とする労働力を確保するための取組みとして、技術講習などを推進することが必要ではないか。

エ 留意事項

病害虫発生の温床となる放任園については、植林等多様な利用法について検討が必要である。

労働力分散の観点から多品目の複合経営や加工や観光果樹園等を含めた多角化も推進することも必要である。

外国人を含め、多様な労働力の活用についても、検討が必要ではないか。

(4) 持続型農業・その他

ア 現状

果樹生産については、機械化が困難で、労働集約的な作業が多く省力化が進んでおらず、コスト削減、高品質果実の供給、食の安全・安心などが消費者から求められている。

イ 課題

省力・低コスト化技術について、研究開発の状況を踏まえ、普及の方向性について提示することが必要である。

高品質、食の安全・安心等の多様化する消費者ニーズを踏まえた生産が必要である。

ウ 今後の方向

開発段階にある技術について整理するとともに、普及段階にある省力・低コスト栽培技術、高品質果実の栽培技術の効果的な導入を促進することが必要では

ないか。

高品質果実の生産等のためにも土づくりや環境保全型農業を推進することが必要ではないか。

工 留意事項

果樹生産が果たす多面的機能や地球温暖化への適応方策等の持続型農業に関する検討が必要である。

果樹における環境保全型農業、鳥獣害対策等を含めた生産技術について、今後更に検討が必要である。

2 経営

(1) 需給調整

ア 現状

うんしゅうみかん、りんごについては、国が全国の生産出荷見通しを公表し、生産者団体が県・生産者別に配分している。

生産調整については、おおむね計画に近い水準を実現している。また、うんしゅうみかんは、隔年結果の是正が進展している。

特定時期の出荷集中、品質問題等により価格低迷（うんしゅうみかんは3年連続）している。

イ 課題

生産者への目標配分は出荷実績に基づき、一律に配分する場合が多く、高品質果実を生産する担い手の生産意欲が減退している。

時期別の需給調整の導入、価格低下が懸念される際に加工仕向けを行う緊急出荷調整体制の整備等に加え、更なる取り組みの検討が必要である。

出荷時期が集中しやすい早生みかんを他の品目や品種へ転換すること、低品位果実を生産する条件不利地の園地転換等が不十分である。

全国的な需給調整を行う品目の追加があるか検討することが必要である。

ウ 今後の方向

[現行制度] 現行制度（平成13～18年度）の改善方向（以下同じ）

生産出荷量の配分方法について、販売単価や高品質品種への改植実績を加味することで、担い手の生産拡大を促進すべきではないか。

時期別の出荷調整を確實に実施するための制度的な位置づけが必要ではないか。また、生産者団体が策定する販売計画を集荷場単位まで浸透させ、出荷の進捗状況を管理・調整する仕組みを導入すべきではないか。

[今後の対策]

早生みかんを中心に、中晩かんや普通みかん等の優良品種への転換、条件不利地における他品目への転換、廃園等園地転換を推進し、需給の改善を図るべきではないか。

需給調整に当たっては、生産者団体が主体となった体制の整備が必要ではないか。

工 留意事項

対策非参加農業者に対する扱いについては、検討が必要である。

緊急出荷調整について、生産者団体による具体的な実施手法の整備について明らかにする必要がある。

長期的な視点から需要動向を的確に見通し、需給調整の必要性について分析した上で、生産構造調整を含め、需給調整のあり方について、引き続き検討を深めることが必要である。

(2) 経営支援

ア 現状

経営安定対策により、短期的な価格低下に対する補てんが行われており、担い手の経営安定に一定の評価ができるものの、価格低落時に地方市場を中心に流通コストを下回る果実も出荷している実態がある。

経営安定対策では、うんしゅうみかんは3年連続、りんごは13、14年産に補てんされ、6年間（13～18年産）で192億円の国庫負担額（予定）のうち15年産まで約130億円の支出を予定している。

経営安定対策の対象生産者は、認定農業者及び認定農業者が実質的に運営する組織となっている。

果樹共済（災害収入共済方式）は、品質低下により価格低下を来す果樹について、気象災害に起因する減収又は品質低下による収入減を補てんする制度であり、16年度から制度が改善され、地域指定制が廃止された。

イ 課題

経営安定対策では、気象災害でやむを得ない品質低下による価格低下もあるものの、毎年補てん対象となる県も存在する。また、低品質（低価格）の果実も補てん対象となるため、販売環境を悪化させている面がある。

経営安定対策では、価格の低下傾向が継続する場合、補てん基準価格が下がるため経営を安定させる上で十分ではないとの意見がある。また、補てん基準価格に応じて買い手側が低価格で値決めしているのではないかとの産地側の懸念がある。

果樹共済（災害収入共済方式）については、加入率の向上が課題である。

ウ 今後の方向

〔現行制度〕

生産出荷量の配分に当たり、販売単価等を加味することで、高品質果実の産地や生産者を優遇し、価格低下の未然防止に努めるべきではないか。

生産者団体は現行以上に需給調整対策を的確に推進し、高品質果実の生産を促進することで、価格低下を防止すべきではないか。また、一定の価格水準に満たない低品位果実を補てん対象から除外すべきではないか。

補てん基準価格は、高品質果実の生産意欲を減退させることのないよう、市場価格に応じた価格設定が必要ではないか。

果樹共済（災害収入共済方式）のメリットを生産者にPRし、加入を一層向上させるべきではないか。

〔今後の対策〕

経営対策支援については、全国的な需給調整を的確に行う環境整備を前提として、効果的に担い手の経営安定に寄与する手法を、他品目の経営安定対策も検証しつつ検討すべきではないか。

経営安定対策の加入契約者等を対象にアンケート調査を実施し、制度の見直しに活用すべきではないか。

現行の経営安定対策、果樹共済（災害収入共済方式）等の制度内容について検討の上、担い手のセーフティネットとして、どのような対策が効果的なのか、また、その対象経営の捉え方について検討すべきではないか。また、その際、果樹複合経営を行う生産者の経営を安定させる方策についても検討すべきではないか。

エ 留意事項

財政事情を踏まえ、効果的な経営安定対策の検討が不可欠である。

経営安定対策の補てん基準価格は県単位だが、果樹共済（災害収入共済方式）は個人ごとに実損を補てんするため、担い手に応じた対応も可能である。

「担い手」の明確化を踏まえ、経営支援対策については引き続き検討を深めることが必要である。

以上であります。

豊田部会長 では、引き続き徳田委員長からお願いいいたします。

徳田小委員長 それでは続きまして、需給小委員会が担当した部分について、中間論点整理を、以降資料8の8ページから14ページについて読み上げて報告させていただきます。中間論点整理の全体像については資料11にございますので、そちらも参考にしていただきたいと思います。では、読み上げさせていただきます。

3 流通

（1）流通コスト

ア 現状

果実については、小売価格に占める生産者手取りは4割程度であり、流通段階での経費が6割程度である。

一層のコストの低減と効率化を図る観点から、流通の各段階においては取引の電子化が促進されている。

イ 課題

流通面でのコスト低減等に対応した

規格の簡素化や通いコンテナ等の流通システムの確立に向けた検討が必要である。

生産から小売りまでの取引の電子化のメリットを生かした物流の効率化が重要である。また、一個単位での価格設定可能となる流通システムの確立も必要である。

ウ 今後の方向

野菜の取組を念頭に、現行の外観を重視した全国標準規格を廃止し、新たに生産出荷団体による規格の簡素化を進めるべきではないか。一方、内部品質を重視した規格の設定について検討すべきではないか。

通いコンテナ等の流通システムの導入を促進するとともに、利用コストの縮減、産地の識別方法の確立が必要ではないか。

一貫した取引の電子化を一層推進するとともに、取引EDI、無線ICタグ、生鮮JANコード等を活用し、取引情報と物流の効率化を推進すべきではないか。

トレーサビリティシステムの導入に当たっては、流通コストの上昇につながらないよう検討すべきではないか。

エ 留意事項

流通コストを明確化し、産地においてもコスト意識を持って流通コストの低減に取り組むことが必要である。

多段階での利用が可能となる通いコンテナの回収システムの確立や規格の統一等が必要である。

(2) 果実の輸出

ア 現状

かつて生鮮果実の輸出は、うんしゅうみかん、なしを中心に5万トン近くあったが、円高の影響、輸出先国での他国産との競合により、最近は1万トン程度で推移していた。その後、平成14年の台湾のWTO加盟等により輸出が増加し、15年は2万6,000トン（対前年比132%）となっている。

イ 課題

輸出を促進する上で必要な情報の効率的な収集及びその共有化が必要である。

海外市場における幅広い需要の確保及びブランドイメージの確立が重要であるとともに、高品質果実の継続的かつ安定的な輸出体制の整備が必要である。

相手国の検疫条件や市場アクセス手続き等輸出阻害要因への対応が必要である。

ウ 今後の方向

生産者団体、都道府県、JETRO等関係機関が連携し、輸出に必要な情報の共有化を図るべきではないか。

新たな海外市場開拓、日本産ブランドとしての統一した出荷表示等を推進すべきではないか。

産地間の連携等により販売期間を拡大するとともに輸出に適した集出荷・貯蔵体制を整備すべきではないか。また、輸出環境改善の努力を一層強化すべきではないか。

エ 留意事項

品種育成者や産地・企業ブランドの知的財産権の保護についても、対応が必要である。

4 加工

(1) 国産加工品の位置づけ

ア 現状

我が国では、生食用に向かない規格外品を中心に加工原料として仕向けられ（出荷量の1割強）、生食用果実の需給調整機能に一定程度の役割を果たしている。

一方、果汁の輸入自由化を契機として、国産加工品の生産は大きく減少している。

イ 課題

国産果実の生産において、加工用途の位置づけ、役割を明確にすることが必要である。

加工原料用果実を安定的に加工業へ供給することが重要である。

ウ 今後の方向

果樹生産に伴い不可避的に発生する加工原料用果実を今後とも利用するため、我が国の技術を生かしたストレート果汁等の高品質加工品を生産すべきはないか。

安定供給のため、果汁原料用のみかん等や缶詰原料用のもも等の加工原料用果実を対象に、生産者団体と加工業者との長期取引契約を引き続き推進すべきではないか。

(2) 果実加工業の基盤強化

ア 現状

みかん果汁工場は、低価格で輸入されるオレンジ果汁の影響で販売環境が悪化し、経営が厳しいため、飲料製品の受託製造等により、工場経営を安定させてい

る。

一方、一部に、健康機能性成分を增量した商品も開発され、経営の安定に貢献している。

イ 課題

ストレート果汁等高品質果汁の生産は、設備能力の問題もあり伸び悩んでい

る。

健康志向に合った需要を開拓する必

要がある。

ウ 今後の方向

コスト低減、高品質果汁生産へのシフト等の合理化を推進すべきではないか。特に、搾汁量が減少している工場は、再編も視野に入れた合理化を図るべきではないか。

機能性成分を損なわないような商品開発を推進すべきではないか。

エ 留意事項

加工に適する原料果実の確保や製造・保管における高度管理システムの導入が必要である。

(3) 加工品の表示

ア 現状

果実飲料の原料原産地表示について
は、「食品の表示に関する共同会議」に
おいて義務表示対象品目としないことが
決定された。

イ 課題

消費者に国産原料使用の加工品である
ことをPRすることが必要である。

ウ 今後の方向

果実飲料の義務表示対象化を引き続き
検討するとともに、当面、製造業者が国
産品として強調表示することを推進すべ
きではないか。

(4) その他（果汁以外の加工品の需要拡大）

ア 現状

ジャム、缶詰については、国産原料を
使用した高級商材としての販売も一部見
られる。

イ 課題

輸入品に対抗できる国産加工品の差別
化が必要である。また、そのためにも国
産原料用果実の素材特性を生かした果実
加工品を開発することが必要である。

ウ 今後の方向

国産原料100%等の高付加価値商品と
して、生産・販売を図るべきではない
か。

エ 留意事項

消費者の加工品に関する国産と輸入に
関する意識、評価の分析を更に進める必
要がある。

5 消費

(1) 食生活の変化及び「食」に対する意識の変化

ア 現状

食料摂取は飽和水準が継続するな

か、欠食習慣の拡大など食生活の乱れが懸念されているが、果実の摂取量は、近年横ばいで推移しており、厚生労働省が定めた一日当たり目標摂取量150 g 対し124 g にすぎない。特に若年層で極端に少なく、世界的に見ても我が国の摂取量は少ない（最高摂取国ギリシャの4割程度）。

家族構成の変化や女性の社会進出等により、食の外部化、簡便化志向が進展している。また、安全・安心に対する関心の高まりや健康志向等、消費者ニーズは多様化している。

イ 課題

果実を摂取することの重要性の再認識、果実の持つ健康機能性等の的確な情報を消費者に提供することが必要である。

食の外部化、簡便化志向、安全・安心等消費者・実需者ニーズへの対応や消費者等への的確な情報提供が必要である。

ウ 今後の方向

「毎日くだもの200 g 運動」の効果的な推進により、年代別、男女別、目的別に果実の持つ健康機能性等の情報を効果的にPRし、毎日の食生活に国産果実の定着を図るべきではないか。

国産果実のカットフルーツ、外食産業等への導入やコンビニ等での販売について推進すべきではないか。

「食べ易さ」に着目した新品種の育成・普及を促進すべきではないか。

生産サイドと販売サイドとの連携を強化し、生産者サイドが多様な消費者ニーズを的確に捉えた販売戦略を再構築するとともに、安全・安心、品質、食べ頃、保存方法等を消費者等にアドバイスする取組を推進すべきではないか。

エ 留意事項

今回、くだものの消費に関するアンケート調査を実施したところであるが、その結果を分析し、消費拡大の効果的な取組方法について、更に検討することが必要である。また、カットフルーツに国産

果実を導入する際には、コスト、衛生・品質面での検討が必要である。

(2) 販売・流通形態の変化

ア 現状

果実の流通の8割は卸売市場を経由するものであるが、その割合は年々減少しており、全農等市場を通さない独自の取引、宅配、インターネット上の販売等の流通が多様化している。また、量販店の販売シェアの拡大、世帯員数の減少等に対応したばら売り、小量販売等販売形態も多様化が進んでいる。

産地でも商品特性を活かした「ブランド品」や「こだわり商品」への取組を進めている。

イ 課題

対面販売が減少しており、消費者への的確な情報提供や消費者ニーズに対応した販売形態による対応が必要である。

産地においても、流通の多様化に対応して、消費者ニーズを踏まえた積極的な販売政策を策定することが重要である。

「ブランド品」や「こだわり商品」については、消費者との信頼関係の構築が重要であり、安定した品質の商品提供が必要である。

ウ 今後の方向

量販店の販売シェアが拡大する中、消費者に信頼性の高い商品を提供するため、品質等の情報を提供する取組を積極的に進めるとともに、品質管理体制を一層強化すべきではないか。

果実専門店、デパート、量販店、青果店、コンビニ等ごとの販売形態に合わせて、果実の品質や出荷形態を検討する等の対応を産地側から進めるべきではないか。

卸売市場法の改正に対応し、産地でも「ブランド品」や「こだわり商品」を開発し、多様な流通ルートを用いた積極的な売り込みを図るべきではないか。

宅配やインターネット取引では、信頼度の高い商品提供、確実な集金方法、個人情報保護の観点に立ち、システムを

構築することが必要ではないか。

工 留意事項

情報提供に要するコスト負担のあり方に留意することが必要である。

(3) 品目の多様化

ア 現状

多様な果実が輸入されているが、国産果実の出荷量が少ない時期に輸入量が増大している。

果汁飲料の消費量は他の飲料との競合もあり、伸び悩みの状況であるが、地域特産品認証表示により、48品目の果実加工品が地域特産品として認証されている。

イ 課題

「旬」や「品質の良さ」等、輸入品と比較した場合の国産果実の優位性を発揮させることが必要である。

ストレート果汁等の国産果実加工品の持つ健康機能性等のPR、地場産果実の良さを活かした加工品の需要の拡大が必要である。

ウ 今後の方向

産地として、需要に見合った生産構造へ転換し、産地ブランドを確立するとともに国産果実の出荷の少ない3月～5月出荷できる晩かん類の新品種への転換等により高品質果実の周年供給体制を確立すべきではないか。

国産果実加工品に特に豊富に含まれる健康機能性成分等を解明し、PRするとともに（例えばうんしゅうみかんの-クリプトキサンチン）、地域に密着した特産果実や加工品の地産地消を推進すべきではないか。

(4) 食育

ア 現状

ファストフード等で育った世代が親となり、次世代へ「食」の重要性が的確に伝達するか懸念される。また、学校給食への国産果実の導入は、コスト面等から

単発的な取組にとどまっている。

イ 課題

幼稚園、保育園等幼少期からの果実摂取の定着化や学校給食への国産果実の定着化が必要である。

ウ 今後の方向

「総合的な学習の時間」を活用した果実の健康機能性等の児童生徒への理解の促進を図るとともに、その保護者へも理解の促進を図るべきではないか。

学校給食へ国産果実を提供するに当たっては、産地ごとに学校給食関係者や教育委員会との連携を図り、定着化を推進すべきではないか。

エ 留意事項

食育の推進方法と内容について、さらに検討することが必要である。

保育園・幼稚園等幼児及びその保護者に向けた積極的な取組に当たり、文部科学省、厚生労働省等との連携が必要である。

なお、流通・加工・消費については、特に消費者ニーズを踏まえ、関連産業との連携策を構築することが必要である。

以上です。

豊田部会長 どうもご苦労さまでございました。それでは、議論の時間も限られておりますので、中間論点整理の内容につきまして、ただいまの資料8の項目ごとに議論していきたいと思います。また、必要に応じて資料9～11を参照していただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

項目としましては、まず1の産地・担い手、これが2ページから始まりまして5ページのエのところまでです。これが第1ブロックです。それから、2として経営の(1)～(2)が7ページで終わっております。それから3、流通が(1)～(2)、これが9ページで終わっております。それから4、加工が(1)～(4)でございまして、これが11ページで終わっています。あと最後に5と、こういう中間論点の素案に基づきまして、可能な限り各項目に即してご議論をお願いしたいと思います。

ではまず早速、1、産地・担い手、この部分につ

いてのご意見をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

大段委員 ちょっと質問なんですが、2ページの方で2、3力所伺いますが、「競争力ある産地」と書いてあるのですが、これはどういうイメージなのかちょっとわからないものですから、「競争力ある産地」とはどういうことなのか、ちょっと質問してみたいんですが。

豊田部会長 ただいまのご質問は、産地のあるべき姿、ウ、今後の方向、「消費者ニーズに対応した果実を生産し、競争力ある産地を再構築するため」云々、その部分でございますね。

大段委員 そうです。

豊田部会長 これは、ご承知のように、極めてグローバル化した市場の中で、外国産の果実とも十分競争できる国内産地をいかに構築していくかということが今日の日本の果樹農業の最大課題だと私は考えておりますので、その意味での競争力ということではないかなと思いますが、いかがでございますか。よろしいですか。

大段委員 ですから、「外国との競争力ある」と理解してよろしゅうございますか。

豊田部会長 ええ、その競争力の中身につきましては品質とかコストとかブレークダウンしてくると思いますが、基本的には、今我が国果樹農業の持つ競争力と私は理解したいと思うんですが、いかがでございましょうか。

大段委員 それなら理解できるんですが、国内での競争力だということになると、大変問題がいろいろかかわってまいりますので、外国の果物産地との競争ということなのかどうなのかということで、そこで外国産というのなら分かりました。

豊田部会長 大変長い文章でございますので、いろいろご質問、ご議論はあると思いますので、忌憚なくお願い申し上げます。中村委員、それから増田委員、お願いいたします。

中村委員 まず構造改革についてですが、構造改革計画の策定という提起について、WTO・FTA等、国際化の進展という意味からも進めなければならない課題であり、大賛成です。今、水田農業では、集落で徹底した話し合いによる担い手の明確化を含めて、地域の将来方向を描く地域水田農業ビジョンの策定・実践に取り組んでいます。いわば果樹でも同様に構造改革ビジョンづくり、その一大運動を進める必要があると思っています。ただ、その場合にいくつか意見がありまして、1つは、ここに書かれていますが、国なり市町村の一定の支援が必要ではないかという提起であります。また、地域の創意工夫とか自主性が入るような仕組みが必要だと思います。2つ目は、担い手確保とか園地集積といつても、基盤整備を進めないことにはなかなか難しい

と思います。したがって、国として予算を含め思い切った基盤整備対策を打ち出すべきです。それから3点目ですが、産地内の合意形成が必要だということはあります。それに関連して、JAが主体だとどうしてもアウトサイダーが入らないということがありますので、彼らを取り込む行政の役割が重要ではないかということです。それから4つ目としまして、一定期間後の評価・検証については必要だと思いますが、構造改革はなかなかそう簡単ではないので、十分な期間を持って評価・検証が必要ではないかというのが、まず構造改革についての意見です。

それから、担い手について申し上げたいと思います。1つは、担い手の確保育成というのは、だれもが必要だと認めるところだと思います。ただ、認定農業者とか、あるいは一定の面積以上が担い手で、そこに施策を集中するというやり方はとらないでほしいというのが要望です。果樹の場合、この現状分析にもありますが、選果場等を単位に産地が形成されており、認定農業者だけではなくて、多くの中小農家によって産地が担われていますから、施策の集中により、逆に産地がつぶれてしまう心配もあるということです。したがって、担い手育成というのは必要ですが、施策としては、多様な生産者を含め、産地を単位とした政策支援ということで考える必要があるのではないかというのが1つ。

それから2つ目ですが、現状分析の中で、主業農家での平均規模が1ヘクタールに満たないとあります、傾斜地で、かつ10アール当たり200時間とか300時間という労働時間の実態の中で、規模拡大というのはちょっとやそっとでは難しいと思います。資料のデータ編の中に園地の基盤整備によって労働時間が3割削減という例もあるわけでして、まず基盤整備の加速化が必要だと思います。併せて、これも事例の中にありましたけれども、担い手への利用集積なり、担い手を中心とした受託組織とか、労働力確保という例がありますので、担い手育成のためにこういった取組みをあわせて進める必要があります。今後の方向には基盤整備と一体的な推進と書かれていますので、これは賛成です。

以上、構造改革と担い手についてであります。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

今のご指摘は、1、産地・担い手のウ、今後の方の の中に、果樹産地構造改革計画を策定する必要があるのではないかと、この点をめぐりまして3点、1、地域の自主性が必要である、2、基盤整備が大前提であろう、3、行政の役割は重要である、こういうご指摘がございました。それから、次の(2)産地における担い手の位置づけ、役割分担のところをめぐりまして、認定農業者等だけに担い手を限定するのはいかがなものかと。産地というのは、零細農家によっても担われているものである。

主業農家の比重も余り多くない。規模拡大よりも、基盤整備が先行すべきではないか。以上、このようなことではないかと思われます。

それで、産地構造改革計画というのがまさに地域の自主性に基づくものであるというはご案内のとおりだと思いますし、基盤整備が大前提になるということも、ほぼこの文書に既に書いてあることでございます。それから、行政の役割に関しては、これは小委員会の議論の中でも、私が聞いている限りでは、行政主導でないと産地が動かないのが非常に問題であるといったことがございますので、どちらかという問題ではなく、いかに協調しながら、今の自体に立ち向かうのかということだろうと思います。

担い手の第1点は、これは効率的・安定的な経営を確立して初めて競争力があり、このグローバル化の時代を乗り切る力強い果樹農業をつくることができるわけでございますので、それには園地集積なり規模拡大は、実質的な規模拡大も含めて、どうしても必要なことあります。私はこの点では役割分担と評価の多元化ということが大事ではないかと思っております。つまり、担い手農家と、それ以外の地域コミュニティの担い手もあるわけでございますので、水利ですか、共選場の運営とか、そういうものはこの地域コミュニティの担い手である多くの農家がなければ存立できません。その意味で、効率的・安定的な経営体の担い手と地域コミュニティの担い手が役割をいかに分担するか。つまり、それぞれの担い手の評価も当然多元化し、分かれてくるだろう。すべての担い手が同じ基準で評価の対象になるという時代ではもはやないだろうと私は考えております。

それから、基盤整備と園地集積と、それからより高品質の品種への転換、つまり果樹資本の充実、経営内への蓄積、それを一体化して可能なような、経営を単位とした支援方策というのがここで今大きく転換を迎えようとしている。これまでの集団的な産地といふいわば役割分担が不明確な状態から、役割分担を明確にして経営を単位としてこれを支援していくということが、多分今の農政の大転換点、農政改革の中身ではないかと私は理解しております。

ちょっと事務局の方あるいは小委員長からご意見のご披露、いろいろあると思いますが、よろしくお願ひいたします。では、事務局からお願ひいたします。

竹原果樹花き課長 部会長がおまとめいただいたことと私たちの考え方方に全くそこはございませんで、全くそのとおりかと思っております。ただ、いずれにしましても、担い手とはどういうものであるかとか、あるいはこの産地構造改革計画も事務的にどのような形でやっていくのかということも詰めな

ければならない。今後まだここで示されたことだけでは実際に世の中は動かない面がいろいろあろうかと思いますけども、そういう問題は、一部は秋以降に担い手の問題あるいはその経営の支援のあり方の問題についてさらに具体化して検討する。あるいは、それ以降も施策のあり方につきましてはいろいろ検討していく必要があるのではないかと考えております。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

今、1の(1)、(2)の議論をしておりますが、先ほど挙手された増田委員から、お願ひします。

増田委員 質問を含めてなんですけれども、資料8の2ページの産地・担い手の(1)のアの6行目に「担い手の規模拡大の遅れ」と書いてありますけれども、「担い手の規模拡大」というのがちょっと私には理解ができないので、教えていただきたいということです。

それから、この言葉の続きみたいなものなんですけども、「プロの農業者」とか「担い手」とかという言葉が頻繁に議論になり続けているのが現状だと思うんですが、果樹の場合は、私の個人的な感覚から言いますと、稲作・畑作などと違った形で担い手というのを明確に言いたいといいますか、言ってもいいのではないかという気がしております。特に果樹農家というのは高齢化が早いですし、作物の性格自体からいっても、野菜のようにあわてふためいてとらなければならないというものではなくて、1年間の収穫の長い作物であるということと、畑作などと違いまして、果樹を育てるというのは高齢者にはある種向いている作物ではないかという気がしております。現実に非常に後継者不足と高齢化が進んでいるということを受けますと、ここにもございますように、外国人も含めて多様な労働力の活用などというのも視野に入れているとしたら、果樹農業にとっての高齢者の位置づけというのをもう少し明確に言ってもよろしいんじゃないかと思います。大変経営の中身そのものに詳しくない者が言っておりますので、自信があることではないんですけども、農業全体が高齢者を退けがちな中で、果樹こそ頑張れる農業ではないかと考えておりますが、いかがでございましょう。

豊田部会長 どうもありがとうございます。今の指摘は、担い手の総論といいますか、担い手をどう見るかというお話だったと思いますが、果樹農業の担い手というのは、例えば機械化された稲作や畑作の担い手と違って、極めて労働集約的であること、かつ高齢化が進行しているという特色があるのではないか。それから、永年性作物であるという非常に成果が短期的には出ないと、また転換が非常に難しいという特性もあるのではないかと。こういうことから、高齢者の農業としての果樹農業をどう位

置づけるかということが必要ではないかというお話をございますが、どういたしましょうか。

果樹農業というのは、ある意味では畑作的な主業農家の比率の多さという、専業的な、この部門に特化した専作的な農業という特徴が一つございますが、同時にそれは自然条件の限られた土地にのみ立地できるという、世界的にそうでございますので。そうすると、そういう産地ではかなり濃密に産地が形成されるという特徴がございまして、従って、その地域にとっては基幹作物になっているという、専業農家が点在して規模拡大をしているタイプの畜産などと違う特徴があると思います。けれども、大体世界的な共通傾向としましては、その中でやはり専業的な農業経営体というのが力をつけて伸びていくということになっていまして、ある意味では果樹農業の構造の遅れというのは、水田農業的な地縁的な構造が非常に強く残っている。これは歴史的に見て、水田と畑の中間的なところから果樹農業が傾斜地に成立して、それが水田集落と極めて密接な深いかかわりの中で果樹が伸びてきたということにもかかわってくると思います。いずれにしろ、そういう特色はご指摘のとおりだと思うんですが、しかし、構造改革がなくては日本の国産果実を供給できる安定した主体が生まれてこないという点では、これは同じ課題を抱えているのではないかなと思っております。

志村小委員長 果樹が高齢者向きの作物ではないかというお話をだったのですけれども、決してそんなことはないんです。栽培管理等が大変なんです。労働の質的な重さといいますか、それが大変なんです。だから、ここで言われていることはそういうこともあるし、それから先ほど言いました園地改造が必要だというのは、非常に傾斜地であります、ご存じのように、そういうところでの労働というのは、高齢者というのはいくつから高齢者か私は知りませんけれども、大変な重労働なんです。ですから、現在大変いい果樹経営をやっている農家というのは、大体45～46から50代半ばぐらいまでの間の経営者が非常に多い。そして、そういうところは後継者も残っているということであるかと思いますが、決して年寄り向きのものではないんです。それから、先ほど野菜のように収穫も1日を争うということは、みかんとかりんごはそういうことになるのだろうけれども、ももやなしは1日を争うわけです。そのようなこともいろいろあります、樹種によっては年寄り向けのものもありますが、だから一律にくくるというのは非常に難しいと思います。

豊田部会長 この点はいろいろ、5年前の基本計画のときには、高齢者を対象とした軽い果樹作業を行う軽労働作業体系を考える必要があるのではないかという議論も行われまして、これはそういう現実

に合わせたさまざまな施策が必要だということをちょっと今思い出しました。

竹原果樹花き課長 事務局から失礼いたしますが、志村小委員長がおっしゃいましたとおり、果樹の場合、特に傾斜地などでは体がきついわけですから、高齢化というのはむしろ非常に大きく効いてくるような感じがします。一方では、果樹の作業の中でもいろいろな作業があります。例えば軽い作業もあるということです。そういう意味で、例えば地域の中で労働力を確保するという上で、例えばシルバー人材を活用したりとか、そういう面での活用の仕方というのは大いにあるのではないかとは思ってありますし、事例もあると思ってあります。

豊田部会長 増田委員、どうぞ。

増田委員 年寄りを退けようとか、切って捨てようとかというのではなくて、現実問題として、高齢者もまた農村の労働力として大事にしていかなければならぬというのは現実だろうと。傾斜地の労働が大変だとか、収穫のときの労働力とかというのは十分に想像できると思っているんですけれども、さっきちょっと申しました永年性作物だという利点を生かしますと、部分的には、今シルバー人材というご説明もありましたけれども、高齢者の労働力を大切に抱え込んでいけるのが果樹農業ではないか。そのときには外国人の労働力を活用するとか、コントラクターみたいなものもあるでしょうし、主たる担い手として、後継者にも育ってもらわなければ困るし、新しい担い手にも現れてもらわなければというのは同じことだと思いますが、どうも農業がみんな高齢者を今切り捨てようとしているような雰囲気がないわけではないというのが気になっているところなものですから。

志村小委員長 ここに書いてあるのは、高齢者を切り捨てるという意味ではないんです。同じ作業の中で参加しますけれども、主体になるのがという意味です。

豊田部会長 大段委員、どうぞ。

大段委員 現実は、高齢者によって産地が維持されているんです。70代が真ん中にいるわけですから、高齢者を排除するなどと言ったら、それこそみんなつぶれますよ。実態はそういう状況であります、全国では。ですから、これは高齢者で維持されていると言つていいんじゃないでしょうか。

豊田部会長 どうもありがとうございます。労働力問題について議論が続いております。それでは、木村委員、それから小田切委員、続いて古野委員の順番で、申し訳ございませんけれども、お願いいいたします。

木村委員 このままでは、あと10年もすれば、我が国の果樹産業は大きく変わっていると思います、このまま何もしないでいくと。高齢者という言葉が

いいのか悪いのかは別にして、その人たちが産地を支えているのも事実ですが、その人たちのリタイアするのもすぐ目の前にたくさん見えています。そして、後を続いている農業者は非常に少ない。ですから、必然的に、もう10年もすれば、かなりの大きい変化を及ぼすだろうと思います。そういう中で、恐らく放任されていくところ、完全にここに出されている傾斜地の畑が、もう10年もすれば大きく変化して、このままであれば放棄地という形になって生産に寄与していない農地になっているだろうなという感じを私はしています。労力不足の状態はまさにそのとおりです。ただ、この中で高品質栽培はまさしくそのとおりなんですが、そういう方向へ向かっていこうと私たちも呼びかけているんですが、片一方で労力不足の今の状態と高品質栽培は実に相矛盾しているところがあるんです。そのことをどう解決していくかということがなかなかうまく見えてこないということです。

特に、暖地の果樹農業は私はよくわからないんですが、私たちみたいな北国の果樹農業をやっていますと、果樹農業の一番のつらさというのは、農繁期と農閑期が極端なんです。そして、常に人間の労力というのは一定ですから、農繁期をベースにして物事を考えなければいけないんです。忙しいとき、1ヶ月40日にもなりませんし、1日が50時間にもなりませんので、常に農繁期をベースにして物事を考える。そうなったとき、どうしても農業自体が、そこで単なる統計の数字で見ていると、農家というのは意外に仕事をしないくせに金がないと言うんだなというような理論になっていくんじゃないかなと、最近そういう気がして見ています。そういう中で、農繁期と農閑期の中で、それでは雇用体制をどうするかと考えたとき、国民が皆一律に中流階級と言われる我が国みたいでは、なかなかそここの解決ができない。世界的に見ていったときに、大きい果樹産地には必ず階層があるんです。これは良いことか悪いことかは別にして、必ず労働者の中にといいますか、その仕事をしている中に階層があるんです。我が国にはそれがないわけですから、それが我が国のすばらしさでもあるわけですから、そういう意味では、我が国は我が国の形態を考えていくより方法はないのかなという気はして見ています。

一つの方法としては、完全に、ここにも書いていますような園地改造だと思います。園地改造である程度のところまではできると思いますが、それもおのずと限度があるだろうなと。園地の集積などは、今いくらでもできるんです、はっきり言いますが。やろうと思ったら、いくらでもできる。やったって、労力もないし、経営的にペイにならないと思っているからやらないだけなんです。園地の集積のために政策がどうのこうのと言われなくても、好きな

ときに好きなだけの労力があったら、そして投下した分をきちんと回収できる見込みがあったら、集積できる園地は周りにいっぱいあります。その事実だけは知っておいてほしいなと思います。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、古野委員、先に手を挙げられていたということで、古野委員、小田切委員、お願いいいたします。

古野委員 木村委員とちょっと重複するところがあるんですけれども、今の果樹農家というのは、高齢の人が支えているというか、その人たちが中心となってやっているのですけれども、これからの政策というのは、施策の集中化、重点化する対象となるのはやはり若者であってほしいと思いますし、これから将来においても持続的に農業を経営する、農業経営を行っていく方を主業的な農業をやっている方を対象に施策をしていかないと、本当に果樹農家はつぶれるのではないかというような懸念を持っていますので、その辺をちょっと言いたかったので、すみません。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

小田切委員 今の古野委員あるいは木村委員のおっしゃることは、もっともだと思います。だからこそ果樹産地構造改革計画が重要なんだろうと、私自身もそう思います。そういう意味で、この果樹産地構造改革計画について2つほど意見と、それとは違うところで1つ質問をさせていただきたいと思います。

まず、この果樹産地構造改革計画についてなんですが、先ほど中村委員もおっしゃったように、いわば地域水田農業ビジョンの果樹版ととらえることができるんだろうと思います。それで、小委員会での議論でもありましたように、重要なポイントは、それをボトムアップでつくり上げていくということです。しかし、水田の方を見ていると、それに成功したところもあるし、そうでないところもある。成功したところは、実はそのボトムアップでつくり上げるということを最初から地域自ら決めていた地域だろうと思います。

その点で、まず第1の意見でございますが、2ページ目の中ほどに、「目標を実現するため」ということで、担い手の明確化から販売戦略まで、これは切り方によって何点になるかは色々あろうかと思いますが、7点ほど書いてあるわけですが、ぜひ地域としての意思決定の仕組みそれ自体をこの中に書き込んでいただきたいと思います。とりわけ、ボトムアップタイプでこのような計画をつくっていくということを地域として宣言する、あるいはそれをさらに検証のときに一つのポイントとするということも重要ではないかと思います。

2番目は、これは意見というよりも参考意見とし

てお聞きいただきたいと思いますが、特に樹園地における中山間地域等直接支払制度との関係でございます。ご存じのように、平成12年、2000年度から中山間地域等直接支払制度が導入されているわけですが、実はさまざまなデータを見ていきますと、樹園地の導入率、協定締結率が大変高いという結果が出ております。一般的には畠地は締結率が低いわけでございますが、樹園地についてはかなり高いものがある。例えば愛媛県は、協定締結率は80%を超えており、平均を超えているような非常に高い率を誇っています。その点で、中山間地域等直接支払制度の集落協定とこの果樹産地構造改革計画の関係が重要なのではないかと思います。もちろん、両者のサイズは明らかに違うものでありますが、愛媛県の担当者の中からは、集落協定ではなく、産地協定をつくるべきではないか、そんな問題提起もございます。ある意味、この改革計画は直接支払制度の集落協定の中の一つの前倒しの実践例だと考えて、そこから多くを学ぶことができるのではないかと考えます。ぜひ事務局サイドでもそうした視点からの情報収集をしていただきたいと思います。

最後に質問でございます。これはやや離れた3ページ目の留意事項のところでございますが、留意事項の「加工や観光果樹園等」というところが出てくるわけなんですが、この位置づけがいささかわからない、明確ではないと思います。これが「産地における担い手の位置づけ」の中に出てきているという。そうであれば、産地の中で加工や観光果樹園の設立あるいは運営は重要だということを示しているのでしょうか。あるいは、これは、そもそも経営において当然大きな意味を持っているということであれば、経営の方に書くべきでありまして、そういう意味で位置づけが中途半端だという気がします。これは、恐らく小委員長の提案の後から入ってきた文言ではないかとも推測するわけでございますが、その辺のいきさつも含めてご説明いただければありがたいと思います。

豊田部会長 一応、今3人の方からご意見がございまして、また他のご意見もあろうかと思いますが、ちょっと区切って、今、最後の点を、では事務局の方からひとつ。

竹原果樹花き課長 最後の多角化の点につきましては、実は小委員会のまとめには書き切れていた話なんですけれども、議論はあった話でありまして、これは入れておく方が良かろうといったお話がありまして、入れさせていただいたのですけれども、確かに「担い手の位置づけ、役割分担」といった場所は、私ども事務局としては、これは私どもがここに置いたんですけれども、判断が甘かったかなと思っております。むしろ、「産地のあるべき姿」の方に置くべきなのかなと今思い直しているところ

でございます。

豊田部会長 よろしいでしょうか。

以上3人の方、もう一度ちょっと確認しますと、果樹の担い手の特殊性ということで、極めて放任園等が増えている。それは労働力不足による。この労働力不足と高品質生産というものを両立させるということは極めて重要であるし、これはなかなか難しい。つまり、省力低コストの技術の体系の導入は極めて難しいというご指摘が最初にございました。それゆえに、園地集積をしても、適正な経営規模を超えてしまっては、労働力がなければ園地集積できないのではないかというご意見がございました。

それから、担い手について、若者を中心に担うべき人にやっていってもらうのは、やはり将来を考えると非常に重要だということで、これは結局若い世代、壮年世代、それから高齢者世代、それぞれが大きな役割を發揮しながら、家族労働力を基本にしつつ、後継者育成あるいは女性・高齢者対策ということを総合的に進めていくということでございまして、労働力問題というのは、まさにそういう中で雇用の問題もあるんだろうと。まず後継者問題なり何なりを据えていく必要があるだろうということにつながるご意見だったと思います。

それから、小田切委員のご意見の後半は今の話ですけれども、第1点は、この果樹産地構造改革計画は、地域の地域による意思決定の仕組みというものを書き加えていく必要があるのではないかということです。それから、中山間地域等直接支払制度に見られるいわゆる集落協定が果樹産地でもかなり大きな役割を持っているということで、これとの関連づけについても配慮する必要があるのではないかという点でございました。その辺、よろしいですね。

それでは、大段委員、石川委員、梶浦委員の順番でお願いいたします。

大段委員 先ほど一番冒頭にもちょっと質問させていただいたんですが、競争力ある産地、私はここに一つ大きなポイントがあると思っているんです。競争力がないのはなぜなのか。外国との問題ですが、コストが高いということだろうと思います。生産コストをどうやって下げるか。ここにはいろいろ書かれているんです。基盤整備もありますし、いろいろなものがあるんですが、生産コストを低減するために、低くするために、いろいろな要素がありますが、その項目だけで一つ整理が要るんじゃないかなという感じがしてなりません。例えば、キログラム当たりの生産コストを下げるというのは、単収が多くなければいけません。先ほど木村委員もおっしゃったように、高品質であっても、労働力をつぎ込んでコストの高いものをつくっても全く意味がないわけでございます。そういう意味では、収量を上げる、安定させるという、これが一つ大きな要素にな

ってまいります。それからもう一つは、労力の中で何が一番大事かといいますと、収穫なんです。みかんはご承知のように平均が1個100gです。とても、こんな小さなみかんを収穫していたのでは、コストが高くてどうにもならない。ですから、もっと大きな300gぐらいのものなら、非常にコストが下がる。したがって、中晩かん類という話が先ほどございました。うんしゅうみかんというのは、世界に冠たる品種だと言われているのですが、必然的にコストが高くなるという要素もあるわけですから、そういう面が一つあります。採集という面、収穫コストという面が大変ある。そして、それは選果機へ流しますと、光センサーでやはり1個ずつなんですね、あの小さいのが。これもコストなんです。これは非常に難しいところですが、基本というのはどうもその辺にあると感じます。

それで、高品質というのは、私は日本の人間の高品質ですから、低品質ではありませんので、より高品質という、ここに後で出てくるんですが、このところは、どうも私はちょっとひっかかる。あまりにも高品質ということが表に出ると、コストが上がってしまいます。そういう意味では、もうちょっと生産コストの低減という面では、いろいろな要素がからんでまいりますので、そこをひとつお願いたいなと思います。

それから、話が逆になるんですが、後の消費のところで出てくるんだろうと思うんですが、今の論点からいきますと、人間の嗜好品なのか食べ物なのかと前にも申し上げました。3年半前に、当時の厚生省も文部省も、嗜好品から食べ物へという行動指針を出しているのですが、これは後ほど出てくるんだろうと思うんですが、将来、5年先、10年先を考えると、嗜好品なのか食べ物なのか、ここは、一つの方向にはならないと思いますが、ある程度の方向性というのは考えておく必要があるのではないかという感じがしております。

以上です。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

それでは、石川委員、お願いいいたします。

石川委員 担い手のところに、労働力の低減を図っていくという柱があつていいのではないかと思うんです。実はその中身についてはもうあちこちに出ておりまして、例えば、構造改革で傾斜地を園地改革するとかいうものもありますし、4ページ目の真ん中辺の(4)持続型農業のところにも「機械化が困難で」とありますと、イの課題のところにも「研究開発の状況を踏まえ」とあって、確かにあちこちに書かれているのですが、働き手、担い手をしっかり確立していくという意味では、労働力の低減という柱を設けて、そこに何か書き込んだ方が話がわかりいいではないかなと思います。

豊田部会長 どうもありがとうございます。
それでは、梶浦委員、それから武井委員、順番にお願いいたします。

梶浦委員 今のお答えにもなるかもしれないんですが、超省力園芸というプロジェクトがありまして、それがまとめの段階に入りましたので、今度、東京フォーラムでシンポジウムを行います。摘果だとか、収穫の仕方だとか、労力がピークになるようなところをいかに技術でカバーするかを研究しました。例えば摘果などの場合だと、ある樹種によつては、自分で適当に摘果してしまう性質を導入してくるとか、いろいろ工夫はあります。例えば受粉でしたら、自分の花粉でかかるナシとかがあるわけですから、今度はそういうものを発表いたします。

私の意見なんですが、全体の果樹農業のとらえ方ですが、資料7の2ページのところに果樹の単一農家が収入等が書いてありますと、これだけを見ると、果樹はえらく少ないなと思うんですが、実は天皇杯の審査で果樹農家に行きますと、去年行かせてもらったぶどう農家などは、家族経営だけで、借金ゼロで、1,300万円の収入があるんです。その前は内閣総理大臣賞だったんですが、これは農協ですけれども、みんな楽しくやっているんです。リンゴとモモで、福島の方です。ここを見ていますと、経営のお金のところだけ書いてくると、あまりもうかっていいないです。私はこういう質問をしたんです。息子さんが2人おられまして、車を2台持つておられます。「2人を東京の私立大学に行かせることはできますね」と言つたら、「できます」と答えていました。僕らサラリーマンとしたら、あの年で子供2人を東京の私立大学へ出して、クラウンに乗つてゐるんです。では税金はどのくらい払っているのかというところは不問になっているわけで、こういう統計を見ると、これは小さく出ているんですけども、2つ言えると思うんです。樹種によって全然違う。特にかんきつと落葉果樹とリンゴの3つでは性格がかなり違うので、その辺を意識して書く必要があるように思います。特に落葉果樹あたりはどうなのか。それから、この間、米や麦の方で集落でまとめて営農をやっておられ、大規模にやっておられる方の話を聞きました。大豆の代金では同じだけ流通経費で農協にとられている。しかし、大豆をつくっています。「なぜですか」、「政府の補助金がその倍以上あるから」。「もし政府の補助金がなくなつたら、これはどうするんですか」と聞いたら、「作りません」と。小麦も同じです。そういう状況の米・麦のところと、果樹のそういうところとを比較するのは無理だと思い。もう一つは、畜産の方で後継者がいっぱいいる。若いのがいる。「何でなんだ」、「ものすごい借金があるから、やめられない。後継しないと払えない。実はそうなんですよ」

という話もある。そこで、果樹というのはものすごく健全経営で、ある意味では補助金とかが少ないわけです。健全性ということから見たら、果樹の方がいかに補助も得ずに健全にやっているか。何かそういうのが、ほかの作物とかサラリーマンと比較したようなものに言及してもいいのかなと思うんです。それが2点目です。

豊田部会長 どうもありがとうございました。
お手の拳がっていた方、武井委員、お願いします。

武井委員 今まで皆さんそれぞれ大変貴重な意見だったと思うんですけれども、私は、3ページの中にある「生産基盤の構造改革」の中の 放任園ということについて、ちょっとお尋ねもし、また意見も持っているわけなんですが、過去、みかん産業にとっても、生産量が350万トン近くあった時代、こういうときには、本当にみかんに適するかどうか、適地・適作論から外れる中での園地というものがあつたように思えるんです。私も産地をいろいろ回る中で、そういう産地が今の高品質化の中でどうしても価格的についていけない。ましてやセンサー等が入ってくると余計はじかれる。そういう中で、どうしてもそこで生産を続けていくことが不可能であるといった理由も一つあろうかと思います。それで、この放任園をほうっておくということは、病害虫の問題から始まって、大変大きな問題を引き起こしていくわけです。これをいち早く、何をつくったらしいのか、ではそこはこれから何をやっていったらしいのかという指針を早いところ出していく必要があると思います。ただ放任園が増えていますということだけではなしに、その地域の中で、みかん産業に適さなければ、何をつくったらしいのかということをいち早く指示して、この放任園をなくしていく必要があると思います。

豊田部会長 どうもありがとうございました。
以上、4人の委員の方からさまざまな議論がございました。まず、大段委員からは、特に省力低コスト化の問題について、果樹の場合はもっと掘り下げた審議が必要ではないかというご指摘でござります。これは、今事務局から聞きましたら、この秋以降の産地小委員会の検討課題になっているということございますが、まさにそういうことに関わってくるのではないかと思います。それに関わっては、石川委員から、労働力の低減を図るということを一つの柱にしたらよろしいのではないかというご提言もございました。

それから、戻りますけれども、大段委員からは、あと、1個当たり重量の小さいみかんは生産及び流通のコストが割高になるという非常に重要な指摘がございました。それから、消費特性から見て、くだものは嗜好品なのか食べ物なのか、この辺もきちん

とすべきではないか。

それから、梶浦委員からは、超省力園芸というあり方について、今いろいろ検討されている、あるいは果樹経営の持つ経営的健全性といったことについてご指摘がございました。

武井委員からは、放任園の問題について、かつての適地・適作から外れた不適地としての園地と今日の放任園とはちょっと違うのではないか。この問題をもっと掘り下げて、例えば未整備・低品質・低収量の園地については買い手も売り手もつかないという状況の中で、どう対策をとるのか、廃園等も含めた、あるいは何をつくったらいいかという指針を出すべきだといった指摘がございました。

よろしいですか。

竹原果樹花き課長 それでは、いくつかの点でお答えさせていただきたいと思います。

まず、部会長がおっしゃられたとおり、コストの問題、これは技術の問題とか、さまざまな要素が絡まってくると思います。まさに石川委員のおっしゃったような労働力の低減とか、もうろろの要素がからまってコストを下げていくという話があろうかと思います。このあたりは、冬に向かいましてそういう視点でのまとめということで受けとめさせていただきたいと思います。

それから、武井委員がおっしゃいました放任園の位置づけをどのようにするのか。これはまさに大変重要な問題でありまして、特にかんきつ地帯には重要な話ですので、私どもの気持ちとしては、もちろん産地全体がどうのという話もあり得るのだろうと思いませんけれども、まずは各産地の中で適作園地というのはどうなのかという、ここを明確化する必要があるのではないか。それを選別するというのが、要するに産地の中の園地がすべてこれから先もみかんを生産するということもあり得ないのでないかという前提のもとに、そのあたりをうまく線引きをした上で、それも踏まえた産地構造改革計画をつくるはどうかと考えておりますので、それがお答えの一つになるのかなとは思っております。

あとは、大段委員から、嗜好品か食べ物かという話がありましたが、これは後段の議論になろうかと思っておりますけれども、まさに「くだもの200g運動」というのは、日本のくだものを国産にということも本来念頭には置いておりますけれども、食生活の中に定着化するという取り組みであるという、その辺はまた後段の議論にはなろうかと思います。

それともう一つ、梶浦委員がおっしゃいましたとおり、ちょっと私ども、スペースの関係等もありまして、明確な整理をしておりませんでしたけれども、果樹の場合はみかん、りんご、その他の落葉果樹で経営のあり方というのが大変異なるのは、おっしゃるとおり事実でございます。なし、ぶどう、も

も等の落葉果樹につきましては、比較的といいますか、随分健全な経営が行われている。それに比べて、特にうんしゅうみかんにつきましては大変厳しい状況にある。これがまさに全体の平均を押し下げているというのは、これもまた否めない事実である。りんごについてはその中間といった位置づけになろうかということではないかと思っております。秋以降、今後の経営支援対策ということを考える上でも、その辺の分析をさらに掘り下げてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

豊田部会長 今日のご審議は、項目を分けてご審議いただいているのですが、1の産地・担い手でもう既に1時間近く経過しておりますので、引き続きまして2の経営支援のところ、これは6ページから7ページにかけてございます。どうぞこのあたりについてもご議論をお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。木村委員、お願いします。

木村委員 こここの問題で一番大きい問題なのが、私はとにかく、今やっている果樹経営安定対策のその後の対策がどうなるかということだろうと思います。現実に、経営支援の中で192億の予定額のうちの既に130億が支出されてしまったといった書き方をして、最後に果樹共済（災害収入共済方式）にといった、もちろんそれだけという書き方ではないわけですが、いく分シフトしたいといった見受けられ方をします。私は、こういう我が国のような収入の形態の中で、特に果樹農業みたいなものには何らかの経営支援が必要だと思っています。そういう面では、果樹経営安定対策というのは非常に有効でもありましたし、ありがたい制度でもあったと思っています。ただ、まず一つ、災害収入共済方式は我々も一応勉強してきましたが、基本的に異なるのは、果実の価格が安くなるというのは、必ずしも災害によるものではない。海外に売るものであれば、そちらにシフトすることも可能なわけですが、社会的な構造的な要因による低価格の時代などに、これではカバーし切れないだろうという気はしております。

それから、保険方式に対して、この方式以外の果樹共済もそうなんですが、果樹共済は我々も非常に運動していますが、なかなか生産者がうまいぐあいに乗ってきてくれるのは、保険方式に対する嫌悪感が生産者にあるということは事実です。例えば、話はちょっと飛躍しますが、農業者年金などでも、次第にパイが小さくなつていて、結果的に空中分解したという事実があるわけです。次第に産業の構造自体が小さくなっているとき、こういう保険方式というのは非常にきっちりした支えも何もない。そうすると、最終的に何もできないということもあるだろうなということが私の考えです。これは、どっ

ちの方法が良いのかわかりませんが、もしこういう保険方式とか、そういう災害収入共済方式などといふことも考へるのであれば、まず今までの考え方をすべてクリアして、例えば、生産者に応分の負担を求めて、きちんとした何年かの積み立てにして、それに対して支援するという方式とか、そういう基本的な、今までのものにちょっとつけ合わせするのではなくて、基本的なやり方をすべて変えてやらないと、また一、二度のそういう発動でギブアップするといったことが起きはしないかという大きい疑問を持ち、心配もしています。いずれにしても、生産者が本当に困ったときには、何らかの形でこういう経営をきちんと支える制度だけは作ってほしいと思っていますし、そういう方向づけをしてほしいという気はしております。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

今のご指摘は、経営安定対策はそれなりに評価できるだろうと。価格が低下しているときに、その原因が品質の問題だけではない、かなり市場の構造的な問題であるときには、なかなか問題のつかまえ方が難しいだろうと。産業規模が縮小するときに、その規模を前提としなければならない保険積立方式の共済制度というのはいかがなものかといった点のご意見だと思います。この柱は、ちょっと私はさっきあれしましたけれども、需給調整の問題、現行制度の評価の問題、それと需給調整と絡んだ経営支援、経営安定対策と、この2つの点で非常に重要なところでございますので、もう少し委員の方のご意見を伺ってはと思いますが、いかがでございますでしょうか。それでは、古野委員、お願ひいたします。

古野委員 5ページのウ、今後の方向というところで、「販売単価や高品質品種への改植実績を加味する」と、これがちょっとわかりにくいんです。高品質品種というのは、りんごの場合だとわかると思うんですけども、みかんの場合は、高品質品種というのは、品種もいろいろありますので、雑かんといったものに改植したのではちょっと意味がないと思うんですけども、ここのところの表現の仕方がちょっとわからないんですけれども。

豊田部会長 これはどうしましょうか。では、事務局からお願ひいたします。

竹原果樹花き課長 すみません。これはこういう意味でございます。1つは、販売単価を加味するというのは、まさに担い手の皆さん方が一生懸命取り組んでおられるという話なので、要するに販売単価が加味されれば、自然と担い手の方々への割り当てるが多くなるということを言っております。それからもう一つ、高品質品種への改植というのは、往々にして、現在の取り組みでは、昨年の出荷実績を踏まえて配分するという形がとられているところが多いと私どもは把握しております。そうすると、改植と

かという取組みで、要するにその期間は未収期間ですから、一生懸命改植に取り組んで、去年は収量がなかったと。それで、今年はようやく結果期間になって、収量がとれるようになった。そういう場合に、昨年の収量実績で配分されたのでは困るのではないかという意見が小委員会でも非常に多く出されたわけです。従って、高品質品種というのは、これは改植の場合は当然のことながら高品質品種ということで、単なる形容詞とお考えいただきたい。改植のような取組みを行って、昨年たまたま生産量が少なかったけれども、その割合で次の年に配分されることは困りますということで、そういう努力も加味した配分の仕方をしなさいという意味ですので、その辺は誤解があったかなと思っております。

豊田部会長 結局、今の点は、生産出荷量を一律に配分するのではなくて、生産者の意欲をそがないような配分の方式をもう少し工夫すべきではないかという趣旨からの現行制度の改正方法ということではなかったかと思います。つまり、努力しても努力しなくても全く結果が同じというのは、やはりおかしいのではないかということではないかと思います。これに関連していかがでございますか。中村委員、大段委員、お願いいいたします。

中村委員 今の5ページの今後の方向で質疑がありましたけれども、関連して6ページの下の方の今後の方向のにも「生産出荷量の配分に当たり」という文言があるわけで、生産出荷の配分について2カ所になっています。6ページの方は経営安定対策のからみですから、6ページの文章を読むと、こここの場所でいいのかなという感じもして、従って、私の意見は、前の需給調整の方と合わせるような形にしてはどうかなというのが一つです。

それから、ついでに2、3申し上げると、あと5ページの今の下ののところで、時期別の出荷調整についてなんですかけれども、「制度的な位置づけが必要」と整理されているんです。時期別の出荷調整は必要だと思うんですけれども、制度化されての対応というのは、どうもいろいろ現場の意見を聞くと、現実的には難しいという話がかなり強いものですから、この部分は、よく現場の意見を踏まえて、方向づけが必要ではないかというところが2つ目です。

その下の留意事項のに「対策非参加農業者に対する扱いについては、検討」とあるんですが、「参加を促すための対策の検討」ぐらいにしてほしいなというところが3つ目です。

ついでに、6ページの経営安定対策のところですが、現状のところを読みますと、明確には書いていないんですけれども、かなり予算が足りないという印象を受けるわけです。やはり経営安定対策というのは必要な対策でありますから、十分な財源確保は

お願いしたいということ。

それから、2つ目で補てん基準価格についての記載がありまして、「市場価格に応じた価格設定が必要」という表現があるんですけれども、これはどういう意味なのか。予算を含めて下げる必要があるという意味なのかどうなのか。もしそうだとすれば、ちょっとこの表現には納得できないということです。

以上です。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

まず確認ですけれども、需給調整と経営支援の双方に「生産出荷量の配分に当たり」というのがあるということでございます。これは、ご承知のように、国が全国の生産出荷見通しを公表して、それを団体・県・生産者別に配分するという仕組みでございますので、やはり需給調整の生産出荷量の配分であって、この経営支援のところは削除してもよろしいんじゃないかと私は思います。

2番目の点は、時期別の出荷調整、ウの のところでございます。これは非常に問題となっているところでございまして、背景としては、正確な収穫予想とか、生産に関する微調整的なさまざまな手法の駆使とか、その基礎には、本来早生を余りふやさないような適正品種構成とか、いろいろな組み合わせがあるわけでございますので、それを総合的に進めるということになると思いますが、この段階では、昨今のみかんの価格低迷の中で早生の問題が非常に大きいので、時期別の出荷調整というものを制度的に位置づけるような検討はやはり必要ではないかなと考えております。

それから、留意事項の非参加農業者ですが、これは、つまりこの制度に参加しなくても価格上昇のメリットは受けてしまうわけで、やはりそれは制度に参加することを当然促すということになると思います。同時に、そういうアウトサイダーの利得に関する検討というのは必要ではないかと。これは、国が指針を持って需給調整を行うということですから、決して私的独占ではありませんので、その措置は当然とり得ることではないかと思われます。

あと、ちょっとお願いします。

竹原果樹花き課長 財政の話は、これはもう言わざるがなでございまして、この場でのご意見も踏まえて、私どもの方としては、ぜひそういう前向きな姿勢で取り組んでいきたいと思っております。そういう意味でのご支援のご発言であったかなと受けとめさせていただいてよろしければ、そのようにさせていただきます。

大段委員 6ページの一番下の補てん基準価格の表現については。

竹原果樹花き課長 これは、ちょっと誤解もあつたかとも思われますので、例えて言えば、「補てん

基準価格は、高品質果実の生産意欲を減退させるとのないよう、果実の品質などが評価された市場価格を踏まえた価格設定が必要ではないか」といった適切な表現に改めて、誤解のないようにしていきたいと考えております。

豊田部会長 この問題は非常に重要なものでございまして、小委員会の議論でも、補てん基準価格が過去の平均価格ということから決定されると、過去の平均価格が低下すれば補てん基準価格が低下し、果樹経営が再生産できないのではないかと、非常に深刻な現地の状況が議論されております。そういう意味で、果たしてどういう形の経営支援が必要なのかということを根本的に検討する時期が来ているのではないかと。価格低下を追いかけて補てんするシステムが本当にいいのか。委員の意見の中には、果樹経営の再生産を確保するような、むしろ経営支援方策、直接固定支払などを含む、そういう方策も検討するべきではないかという意見も出ていたように伺っております。この辺、価格を追いかける方式の限界性ということは、最近特に皆さん痛感していることではないかと思われます。

他にいかがでございますか。はい。

武井委員 今、補てん基準価格というものを論じているわけですけれども、この課題の中ほどに、「また、補てん基準価格に応じて買い手側が低価格で値決めしている」ということが書いてあるんです。これはちょっと文章的にいかがなものかと思うんですが、どうでしょうか。

豊田部会長 では、ちょっとすみません。後でまとめて。

大段委員 武井さん、今の話は我々産地側がよく聞くんです。産地側からの冷やかしもあるんだろうと思いますが、私もよく言われるんですが、「あなたたちは安値補償があるからいいじゃないですか」というのは出るんです。これは荷受けからは出ません。仲卸さん、小売屋さんからは、そういう話がちらちら出る。そのことじゃないかなと思うんです。「安値補償があるんだから、少々安くてもいいでしょう」という、半分冷やかしのような感じじゃないかなと思います。

先ほど私は手を挙げたんですが、需給調整についてでございますが、本当の農家の立場から言いますと、本当に專業でやっている方は、安ければ量をとりたいんです。これは真理なんです。ですから、基本的には、先ほど部会長がおっしゃったように、需給調整には大変な限界があると思います。後追いの政策なんです。特に、みかんは、12月までは収穫即出荷なんです。その時その時の気象条件に大変左右されやすいんです、品質も。わずか1週間でころっと変わることがございますから、その意味では、その事業が始まる前に、前の課長さんと随分私

は議論したんですが、基本的には需給調整というのは大変難しいし、また、この3年間、価格は浮揚しないという現実があるわけです。ですから、みかんでいうと110万トンあるいは115万トンというのがあって、これから徐々にまだ減っていくと思います、農家が離れていますから。ではバランスがとれるかというと、そうはならない。その辺がありますので、先ほど部会長さんがおっしゃったように、基本的にはこの問題は、私、さっき申し上げましたが、農家がこれから経営していくために生産コストをどうやって下げるか、そういう面へもっと金をつぎ込むべきじゃないなという、これはみかんの場合ですが、そんな感じがしております。

以上です。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

今の大変貴重なご意見がございまして、ご質問というよりも、私どもの足りないところを補っていただいたということだと思いますが、いかがでしょうか。時間もそれほどたくさんはございませんが、もう1、2の方、この経営支援についてご意見をいただいて。どうぞ、増田委員。

増田委員 7ページの留意事項の のところに、「担い手」の明確化を踏まえ、経営支援対策については引き続き」とありますけれども、この中に家族経営協定というのを、「担い手」の明確化を踏まえ」の後に、「家族経営協定の進展」とかという形で修正をいただきたい。といいますのは、農政全体でこれだけ女性の農業者が増えてまいりますと、家族経営協定というのがなかなか進まないというのが悩みになっていて、今それを進める方向をいろいろやっておられると聞いておりますので、果樹農家でも女性の労働力というのは大変大きいと思いますので。

豊田部会長 何か議論はございましたか、この件に関しては。

志村小委員長 余りなかったですが、今、大勢として果樹では家族協定は増えています。ですから、月給を奥さんには1ヶ月20~30万円とか、息子がやっていると、夫婦で1人10~15万円とか、そういうのがだんだん増えてきているところです。急速にぱっと増えるというわけではないんですけども、地域に普及している、産地ではそういう状況だと思います。

豊田部会長 この問題も非常に重要な問題なんですが、実は消費拡大の問題が後半に控えておりまして、そろそろそちらに移りませんと、どうにも議論が時間的に大変になってまいりますので、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、8ページの流通、それから10ページの加工を一括してくれましてご議論いただければと思いますので、その方が時間がとれると思います。

まず、流通のところで、いかがでございますか。
流通コスト、果実の輸出。

それでは、4の加工のところまではどうでございましょうか。

大段委員 質問ですが、2カ所、ストレート果汁等の高品質加工品というのが出てくるんですが、りんごはよくわかりませんが、みかんではストレート果汁は必ずしも高級ではないんです。今ストレート果汁でやっているのは、普通うんしゅうだけだと思います。極早生・早生うんしゅうは、まずストレートにしたら普通なら飲めません。早生うんしゅうも12月に入って完熟ならまあまあでしょうけれども、まず高品質とは言えないと思います。ですから、このストレート果汁というのは、そのところをきちんと整理しておきませんと、逆に混乱を招くんじゃないかなという感じが私はいたしております。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

多分、今のご指摘は、みかんの果汁についてのブランドによるフレーバーとか、いろいろな味の調和ということが重要だというご指摘にかかわることだと思いますので、多分この表現は、要するに濃縮還元ではなく、国産を100%使った果汁ということで書かれたんですか。どういう意味で書かれたんでしょうか。

課長補佐（需給） 今おっしゃったとおり、普通みかんであるとか、完熟の早生であるとか、なるべく糖度があるものを原材料にしてストレート果汁という形で最近販売されており、広島の方でも山口さんと一緒に販売されているような例がありますが、それを参考に、こちらで事例という形で入れさせていただいたところでございます。

大段委員 なぜ申し上げたかというと、私どもは大変難しいんです、正直言いまして。ストレートですから、搾ったままでございますから、年によって味が違うんです。これがまずあります。濃縮還元なら調整しますから、これは一定の糖度にできるわけでございますが、違います。時期によって違う。したがって、私のところは12月下旬以降、普通ふんしゅうだけしかやっておりません。山口さんもそうなんです。だから、早生うんしゅうや極早生はストレートにしない。それもかなり中を点検しなければできませんから、その辺がありますので、濃縮還元は多少問題はあるんですが、ストレートも大変難しい問題がありますので、そのところを申し上げたわけです。

豊田部会長 どうもありがとうございました。それでは、関連して。

竹原果樹花き課長 これは、品質的な毎年のぶれがあるというのも現実だろうとは思いますけれども、現に普通うんしゅうのストレート果汁は大変高い価格で売られているという実態があります。この

限界は要するに設備の問題で、ストレート果汁を貯蔵している設備がなかなか足りないというインフラの問題ではないかなと思っております。だから、そこはやはり対応が必要なのではなかろうかなということがございますので、おくみ取りいただければありがたいなと思っております。

豊田部会長 どうぞ、古野委員、お願ひします。

古野委員 今おっしゃられたように、ストレート果汁は企業的に成り立たないのかもしれませんけれども、小さい農家単位とか、農協でもやっているところもあるんですけれども、ストレート果汁でものすごくいいものがたくさんできて、それを個送して、すごい評判を呼んでいるとか、そういう感じで、すごくストレート果汁は伸びていると思うんです。だから、これは企業的にもっと勉強してもらって、どんどん伸ばしていってほしいなと思うんですけれども。

豊田部会長 私もちょっとそのような印象を受けていまして、加工品の方向として二つあると思うんです。一つはかなり量産的な加工品、もう一つはニッチマーケットに適応するというんでどうか、全般に関して、特に搾汁技術の研究開発がまだまだ我が国はおくれているんじゃないかなという感じがいたしまして、例えばインタージュースというご承知のような機関で、高品質果汁の技術開発が世界レベルで非常に進んできています。そういう知的資産も積極的に取り入れて、生産技術の研究開発と、それを設備投資に向けて採算性をアップしていくような根本的な国内の量産的な果実加工の産業育成の方針をもっと明確に示すべきではないかなと、これは質問になってしまったかもしれません、そんな感じがちょっとしています。

それから、もう一つは、ニッチマーケットに関して、最近、農村女性企業といいますか、ゆずのジャムとかブルーベリーのジャムとか、いろいろな形で、そういう大量低コスト商品ではない、地域の自然に根差した手づくりの加工品が非常に伸びているのではないかと思いますので、そういうものをどのように振興していくかということについてもう少し、(4)のその他のところに「国産原料を使用した高級商材」とありますけれども、多分そのあたりのところにかかるくると思うんですけれども、そういうことについても何か今後お考えになることがあるんじゃないかなという感じはいたしました。

何か小委員長の方からありますか。

徳田小委員長 今、部会長が言われたとおりなんですけれども、特にストレート果汁を取り上げたのは、高品質と同時に海外との差別化という意味で、ストレート果汁の場合は濃縮ではないから輸送コストが相当高い。そうすると、競争力的に日本でも成

り立つんじゃないかというのがもう一つの論点としてありました。それから、次の地域特産的なといいますか、まさに(4)のことで、これは専門委員の中からも出されて追加した部分です。ただ、これはなかなかまだデータ的なものを含めて十分検討できない部分なので、今後探していく必要があるのかなとは思います。

豊田部会長 ほかにいかがでございますか。はい、どうぞ。

木村委員 ここにも書いてあるのですが、加工に対する何よりも原料原産地表示がまず先ということで、国民にきちんと情報を開示して選択させるべきだと思います。どんなものか、どこのものか、何もわからぬで国民が消費しているというのが、今の現状だと思います。90数%まで果汁にだけかかわっている我が国の果実加工が今の現状を生んでいるだと思うんです。单なる理想論なんですが、できたら台所に入れるような一次加工品缶詰などができたらなといった感じは、いつも夢として持っています。それを農家サイドで作れないのかなということを一つの夢として持っています。どうしても我が国の果実加工品というのはお菓子の部分から抜け出せなくて、例えば缶詰であってもシロップ漬けになってしまって、そのまま食べるという、そこまでいってしまっているわけで、それよりももっと台所に入れるような果実加工品ができないのかなといったことを一つの夢として持っているんですが、なかなかそこへいけないんでしょうね。そういうのを支援できないものでしょうか。

豊田部会長 そのことがまさに重要で、原料原産地表示は、ここにありますように、製造業者が国産品として強調表示するということで今はいかざるを得ないということだと思うんですが、例えば、青森りんごのジュースにはねぶたのブランドがついていて、非常に郷土の文化を感じさせる、そういうりんご100%ジュースは結構ありますね。だけども、それが青森県内の流通にとどまっているという現状もう一方でございますので、そういう総合的な施策の展開が必要になってくるのではないかと思われます。

他に。では、小田切委員、どうぞ。

小田切委員 流通のところで、意見があります。あるいはこの中間報告の文章上のストラクチャーの問題かもしれないんですけども、8ページの留意事項の の位置づけがやや奇異に感じます。ここで改めて留意事項として、「産地においてもコスト意識を持って流通コストの低減に取り組むことが必要である」とあります。ここで全体的に産地の流通コストの低減のことを書いていながら、もう一度このように書いてある意図がよく読めない。この辺の意図がありましたらご説明いただきたいのと、もしそ

ういう特別な意図がなければ、あえてここにこのように書く必要はないんじゃないかと思います。

豊田部会長 たしかこれは、流通コストというのは生産過程を終わったら直ちに始まりますので、产地において流通コストを削減する役割も大きいということで、規格の簡素化ですとか、通いコンテナ等の产地側からの積極的な活用ということをこういう形で提起したのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。そうでしょうか。

徳田小委員長 この点なんですけども、今後の方のところで規格の簡素化とか通いコンテナということで具体的な例を挙げているのですが、実際を申しましてこれらだけでは相当限界がありまして、むしろもっと総合的な対応、野菜などは相当輸入野菜との対抗の中でさまざまな取組みを行っています。そういう総合的な取組みという意味では、青果物の中でもどうも野菜に比べて果実の場合はまだおくれているのかなという意味で、具体的な事例を挙げられませんけれども、もうちょっと広い形のコスト対策が必要ではないかということで、あえてここで入りました。

徳田小委員長 どうもありがとうございます。よろしいですか。

それでは、中村委員、お願いいいたします。

中村委員 8ページから9ページにかけての輸出対策というものについてです。今、米の輸出対策にちょっと取り組んでいるところなんですが、いろいろ検討状況を見たりしているんですけども、果実の輸出の今までの取り組みというのは、悪く言うと、各県ばらばら、各県の中でもいろいろな業者が勝手にやっているという取り組みではないかという状況が見られると思います。そういう中でいろいろな問題点としまして、台湾でちょっと聞いたのですが、りんごですけれども、一部の業者がかなり品質の悪いものを輸出し問題になったこともあるということでした。そうすると、日本産ブランド全体の評価に影響するということにもなるというのが1つあります。それから、各県ばらばらということだと、県間、产地間のばらばらで、過度な競争になる心配があるのではないか。3つ目は、今年かなり予算もついたということもあって、県行政がかなり、それぞれの県で積極的になりつつあると思っています。ただ、県があまり前に出てやりますと、現地で単に見本市やPRをやって終わりというケースもこれまでなきにしもあらずということなので、つまり生産者団体とも連携して、どこにどう売るのかという戦略を持ちながらやる必要があるというわけでありまして、言いたいことは、8ページから9ページにかけての表現の中で、まず9ページの今後の方向のなんですけれども、生産者団体、県、関係機関が連携し、情報の共有化を図る、これはこれでいいんで

すが、情報の共有化とあわせて、一体的な取り組みというのも補強してはどうかというのが1つ。

それから、その下に日本産ブランドというのがあるんですが、高品質果実というのをどこかこの今後の方向で、それをベースにやっていくみたいなものを入れ込む必要があるのではないかというのが2つ。

それから、課題の9ページの上で、で、相手国の検疫条件等対応が必要ではないかというのがあります、これはその下の留意事項のぐらいにしてはどうかなという感じがしています。

とりあえず以上です。

豊田部会長 今の委員のご指摘は、輸出振興に当たっては、情報の共有化を基礎にしながら、産地間の連携一体化が必要であると。いわばジャパンブランドというなんでしょうか。

中村委員 産地間だけではなくて、関係機関も含めてです。

豊田部会長 関係機関も含めて、つまり貿易振興機関も含めて、あるいは都道府県も含めて必要ではないかということですね。

それから、検疫条件は、工の留意事項に移すぐらいの比重の問題ではないかということですね。

そういうことで、この問題というのは、ぜひいろいろな意味で実らせて、果樹生産者の活性化に資することが非常に重要ではないかと思われます。台湾に輸出したのも、韓国の輸出体制が整っていなかつたんですね。それでかなり有利になったという面がございます。そういう意味で、単に台湾がWTOに加盟したから常にこの輸出が安定しているとは言えませんので、つまり情報の共有化というのは非常に重要なポイントになりますし、産地間の連携というのも大事になりますし、さらにその先には、輸出した農業者自体が経験を共有するといいますか、相手国の市場や文化を知ることを通じてみずからの経営を見直して競争力を高めていくという、この価値観の共有、アジアとの共生に向かう非常に重要な一步になってくるのではないかと私は思っております。

あと、いかがでございますか。梶浦委員、増田委員。

梶浦委員 流通のところで果実の輸出という項目が出るのは今のご時世では当然だと思いますが、果汁の輸入はあっても、果実の輸入の項目はどうなんですか。青果の輸入の現状がどうなっていて、それから北半球と南半球の問題だととか、検疫の問題もありますが、輸入で、例えばバナナ、レモン、グレープフルーツというのは、日本で高品質なものができないわけです。胃袋は同じだというのはありますので、そのあたりの分析をどうするかというのは抜けています。

豊田部会長 生鮮果実の輸入問題は。

竹原果樹花き課長 そこは消費のところでふれてありますので、そちらで議論していただければと思いますが。

豊田部会長 それでは、増田委員。

増田委員 消費のところにいっていいですか。何か時間がなくなってしまうので。

豊田部会長 時間がなくなりましたので、もう消費のところに入らせていただきたいと思いますが、異論がございますか。よろしいですか。

では、消費のところでお願いいたします。

増田委員 すみません。というわけで私は消費のことが非常に気になるものですから、直接果樹とか果実には関係ないんですが、5、消費の（1）、ア、現状の6行目に、「家族構成の変化や女性の社会進出等により、食の外部化、簡便化」とあるんですけれども、これでは女性の社会進出によって食事をつくる女性が家庭にいなくなつたからだという意味になります。「女性の社会進出」という表現は適当ではない。頭から取ってしまう方が良いでしょう。というのは、いわゆるお惣菜産業、中食の調査で、専業主婦の方が購買している率が高いという調査もないわけではないので、もしこういう言葉が必要でしたら、「生活スタイルの多様化」という表現が良いと思います。これでは「あなたつくる人、僕食べる人」ということにつながってしまいます。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

女性の社会進出の中には専業主婦がいろいろ社会活動をすることも含まれるかもしれませんので、そこは余り限定を加え過ぎるのもあれなんですが、今のは穏当なことだと思いますので、検討させていただきたいと思います。

納口委員、どうぞ。それから小田切委員。

納口委員 消費のところで、野菜あるいは米などが、家庭内消費から中食、外食へ、それから素材そのものを、例えば米なら米を買ってきて家庭内で調理するという形から、加工、半加工あるいは調理済みという形で買ってくるという、その原因についてはさておいて、そういう動きがあったと思います。それで、例えばお米については、コンビニでおにぎりという形でかなり売れている。それから、野菜などにつきましては、外食産業という形でも消費されています。しかし、果物というのは、先ほど木村委員からもご発言がありましたけれども、あくまでも家庭内で生で食べるものと、一方ではジュースというところしか、議論されていないような気がして、食生活スタイルの変化に対応した需要の展望がないと、特に若い人を対象にした場合の需要の拡大というのには大変難しいと思っております。私どもが学生などと話しておりましても、学生は「くだものは高いから買わない」と言つてゐる。そういう層にどのように簡単に、そしてなるべく安価に国産の果実

を供給していくかという方策を出せないかなと思うんですけれども。

以上です。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

今の点は、留意事項に「くだものの消費に関するアンケート調査を実施した」という記述がございまして、そこに大いにかかわってくると思うんですが、委員会では、例えば若者層は、「くだものの価格を抑え込めばもっと消費したい」とか、「ばら売りだったら買いたい」とか、「手間がかからないくだものであれば買いたい」とか、非常に多様なニーズをこのアンケート調査でも把握してきているわけです。まさに今ご指摘のように、そういう消費ニーズの多様化に的確に対応するということは、生産と消費を結ぶ、消費拡大の最も重要な方策の一つだろうと思われます。どうもありがとうございました。

何かつけ加えることはございますか。いいですか。

では、小田切委員、古野委員の順番で。

小田切委員 12ページ、13ページの販売・流通形態の変化のところなんですが、恐らくこの中に直売所が位置づけられていないんだろうと思うんです。直売所は、数少ない農村の中の右肩上がりの要素であると同時に、もう一つは、実は直売所の目玉商品は果実である場合が大変多いと思います。ここでは、恐らく直売所は、宅配、インターネットなどと同じように、まさに直売の中に入れていると思うんですが、ただし、直売所では対面販売であるによってさまざまな情報が集積されているというメリットがあるわけで、ここに書いていることに直接には当てはまらないんだろうと思います。したがって、この今後の方向の中にぜひ直売所というものを入れていただきまして、そのメリットあるいはそこにおけるあり方、意義なども議論していただければと思います。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

果樹直売所を加えるということでございますが、これはウの今後の方向の にかかわることで、販売形態の多様化に合わせて出荷形態を多様化する。これは多分、私の感じですと、産地構造改革計画の中にもこういったものを組み込むことによって、担い手の分化に対応した販売の分化ということも産地計画には組み込むことができるだろうと、再三私、お話ししていますように、担い手の区分と調和ということにもかかわってくるのではないかと思われますので、販売を単独に書くのではなくて、産地とかかわりの中でとらえていくことが必要ではないかと思います。

すみません、古野委員、お願いします。

古野委員 12ページのウ、今後の方向というところで、「毎日の食生活に国産果実の定着を図るべき

ではないか」という、私たちはくだものを生産していくくだものを食べていないといったところが前にもお話ししたようにあるんですけども、率先して農家が本当に積極的に消費する姿勢を見せるようなことも入れてほしいと思うんです。愛媛の方で「フルーツで朝食を」という、朝フル運動というのを今やっています。私たちくだものをつくっている者から発信して、そういう運動を広めて消費拡大にということで、今このようなパンフレットも出してやっているんです。そういうことで、生産者が率先して消費するという姿勢も見せていたらと思うんですけども、そういうことも入れていただけないでしょうか。

豊田部会長 それは非常に新しい重要な視点だと思います。どうもありがとうございます。

ほかに。大段委員、お願いいいたします。

大段委員 先ほどもちょっとふれましたけれども、今も委員さんから出ましたように、くだものは高いから消費が伸びない。そのところが、くだものは食べ物か嗜好品かという、先ほど出ましたいわゆる高級果実、高品質果実、高くなるんです。食べ物にすると、多少外觀は悪くても、これは決して差し支えないんです。くだものは美しくて高いという、こここのところの議論がもうちょっと要るんじゃないかなと、私はそう思っている。私は今、古野委員さんがおっしゃっているように、ちょうど今3年3ヶ月になるんですが、朝食はずっとくだものを食べています。出張しても、他のものは一切食べません。もちろん輸入品も食べています。それは敵を知るためにいろいろなものを食べているんですが、私はそれほど高いものは買いません。こんなことを言ったらあれなんですが、そういうものは買わない。朝飯に食うと、そんなに味のいいものは要らないんです。普通のいいんです。ですから、私はそのところが、ヨーロッパにしてもアメリカにしても、嗜好品じゃないんです。食べ物なんです。日本はくだものというのは嗜好品から来ていますから。それで、今や食べ物の方に動いている。バナナなどが典型的です。あれは嗜好品と言う人はいないんじゃないかなと思うんです、今は完全に食べ物になっていますから。そういう意味では、特にかんきつ類の中で、みかんはどうも食べ物には弱いですね。朝食に食べてみて、どうも食べ物には向かない、こんな感じがします。デコポンとかハッサクはいい。甘夏はどうもまずいです。これも向かないです。朝、酸っぱいものはだめです。りんごは非常にいいです。そういう意味で、食べ物にすると、それなりの品種の開発というのが起こる。きょうは梶浦委員もいらっしゃるんですが、今まで品種改良は嗜好品としてやっているんです。食べ物としての品種改良というのが一つの視点として要るような感じが私はします。

それからもう一つ、「200g運動」がここに書いてあるんですが、正直言いましてよくわからないんです。その理念からなんですが、一つだけ、私、提案といいますか、申し上げておきたいのは、約1ヶ月ぐらい前ですか、NHKで、また新聞でも、朝食をとらないで学校へ行く小学生・中学生が30%ぐらいいるということが報道されていました。彼らが学校へ行くとどうも霸気がない、特に午前中はという記事も載っていました。脳を活性化させるためには糖が要るはずだと思うんです。ですから、朝出るときにジュース1杯でも飲んでいってくれれば効果があるし、またはりんごでもみかんでも口の中に入れて食べてすっと学校に行ってもらえばいいんじゃないかなというので、この辺は日園連にもお願いしているんですが、それが医学的といいますか、健康的に一体どうなのか。朝食をとらない、これは大人でもたくさんいるんですが、特に小学生・中学生に30%近くもいるということは大変なことなので、その辺一つは消費拡大といいますか、小さい子供たちにくだものを食べさせるということをもう少しアピールしていったらどうかなど、こんな感じがします。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

「200g運動」の方向性といったものをどう明確化するかというご指摘として、特にくだものの持つ健康機能性を社会に訴えていくという上では、医学分野、厚生分野のスペシャリストをもっと加えて、厚みを持った情報発信をしていくことが必要ではないかといったご指摘ではないかと思いますので、この点は最近ちょっと弱くなっているということだと思います。一体何に効くのかということをもっと具体的に根拠を持ってはっきり示すということではないかと思います。

さて、ところで時間がもうほとんど押し詰まっていまして、終了時間までにあとお1人、2人ぐらいで、それではよろしくお願いします。

石川委員 今の大段委員のご意見に少し反対を述べさせていただきたいんですが、私はくだものというものは食べ物だと思っているんです。嗜好品というのは、フルーツの高野とか、ああいうところで売っているメロンなどは、あれはやっぱり一般の人が口にするものではなくて、まさしく嗜好品の部分ですけれども、スーパーで売っているようなみかんやりんごやバナナなどは全部食料だと私は解釈しまして、今まで新聞社などでもずっと活動してきましたけれども、フルーツは常に食べ物と位置づけてきたつもりです。

それからもう一つ、古野委員もおっしゃっていましたし、大段委員もおっしゃっていましたけれども、朝フルーツを食べること、これは機能性としては大変いいことなんですが、アンケート調査などをしてみると、今フルーツは夜食べている人の方が多いん

です。だから、運動を展開するときに、朝だけを強調するよりは、やはり現状を踏まえた上で拡大運動を続けていった方が効果的ではないかなと思います。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

では、納口委員、お願いいいたします。

納口委員 本日これまで内容を検討した中で、やはり日本の果樹農業振興というのは高級化なのだ、外国からの輸入物に対する品質面での差別化などという感じが、かなり強いような気がしました。そうなりますと、最初に部会長がおっしゃったような外国とのコスト競争において、どの水準に目標を設定し、どの程度の製品差別化をしていくのかという、日本の果樹産業の戦略目標を、数字を含めて今後検討していただく必要があるのではないかと思いました。また先ほどの大段会長のご発言のような、食べ物が嗜好品かという議論は、日本のくだものを目指す品質と価格水準はどこにあるのか、ということにつながる側面があると思って聞いておりました。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

日本のくだものの持つアドバンテージをどこに求めるかというご指摘だったと思います。結局、まず一般論から言えば、くだものは食べ物であり、嗜好品的な性格を持っている。嗜好品的な性格を持っているというのは、りんごで、私はふじが好きだし、私はつがるが好きですと、これは好みの問題です。好みを選べるということは大変楽しいことであります、選べないよりは選べた方がいいという意味では、それは嗜好性を持っている。それから、机の上に置いてりんごをデッサンすれば、それだけで絵になる。これも単なる栄養素だけではない、食べ物が人々に与える多面的な価値だろうと思います。だけど、食べ物であることには間違いないわけあります。そうなってきますと、競争力ある産地を構築する上では、それぞれの産地の持つ、そういうさまざまな多様性を持つくだものを適切にそれぞれの市場にいかに結合していくかという戦略であります。それから、それ以外に、今直売所という形で出了したように、少量でも、多少品質が悪くて、風ずれで傷がついていてもおいしいりんごというのはあるわけですので、アメリカでCSA、Community Supported Agriculture、市民が支援する農業という形がありますが、そういう部門もあるだろう。そうすると、問題は各産地がそういう流通チャンネルをどのくらいの比率としてみずからをとらえていくか。例えば、卸売市場に高級品を出すのが何%、量販店に出すのが何%、それから宅配や直売所が何%、例えばそれを30・30・30でやるのか。最後の10%は新しい品種を開発して、それを消費者にアピ

ールしてみる。そういうアンテナ的なもので10%ぐらいう試作品をつくってみる。そういう戦略を立てていくということが各産地の課題として非常に重要でありますし、産地構造改革計画のそういう生産と販売のマッチングということも含めて今後議論が進んでいくことが望ましいのではないだろうかと思われます。「200g運動」とそういう生産者と消費者を結ぶ戦略とがタイアップして初めて消費拡大になっていくのではないかと思っております。

それで、ちょっと皆さん言い足りないことがあると思いますが、もしあれば、お1人、お2人、どうぞ最後にご発言をお願いしたいと思います。どうぞ。

武井委員 時間がありませんので、ちょっと気がついたことだけ。13ページの課題の中の「旬」や「品質の良さ」等とあるわけですが、今、日本の果樹産業の中で、野菜もひっくるめて全部そう言えるんじゃないかなという気もしますけれども、この旬というものがどこかへ行ってしまっているわけです。ハウス栽培から始まって、抑制栽培から始まって、この旬というものが現実商売人に聞いてもわからないといったところがあつて、国産果実の優位性を発揮させるということをやっていくためには、ある程度旬というものについても、5月には一体何ができるのか、旬は何なのかということもやはり知らせる必要があるんじゃないかなと思いますので、一言。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

「200g運動」の非常に重要な中身の一つだと思います。食べ方ですか、いい果実の選び方ですか、そういうものと同時に、旬とはいつかということももっとこれから広めることによって国産果実のよさが明らかになってくるのではないかと思われます。どうもありがとうございました。

まだちょっと言い足りないことがありますなお顔をしていらっしゃる方がいらっしゃいますけれども、いかがいたしましょうか。もう少し延ばしますか。よろしいですか。

それでは、大変ありがとうございました。一応このあたりで各委員の意見も出尽くして、一定の整理に近づきつつあるということで、今いろいろ修正すべき部分については、再度こちらと事務局で相談して、後日改めて委員の皆様にご確認いただくことで部会としての成案としてまとめたいと考えております。具体的には、本日委員の皆様からいただきました貴重なご意見をより適切に反映させるという観点から、事務局と私の方で修正したものを、意見をいただいた委員あてにご照会する形で調整したいと考えております。なお、皆さんお忙しいとは思いますが、調整のために1週間ほどのお時間をいただいて、委員の皆様とも調整した上で、8月11日水曜日

に取りまとめの上公表したいと考えております。

そのようなスケジュールですけれども、よろしいですか。

それでは、異存がないようですので、部会として中間論点整理の成案としてまとめることいたします。

なお、これまでの議論に際しまして、お忙しい中を委員の皆様方のご尽力によりまして何とかまとめることができまして、誠にありがとうございます。改めて感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

今後の部会の検討予定につきまして、事務局より説明していただきます。

課長補佐（総括） 本日はご多忙の中ご出席いただきまして、また長時間にわたるご議論を本当にどうもありがとうございました。おかげをもちまして中間論点整理として本日一定の整理が行われたわけでございます。次回の果樹部会及び小委員会の開催につきましては、現時点では未定ではございますが、食料・農業・農村基本計画の議論を見つつ、また豊田部会長及び小委員長の方々とご相談の上、皆様のご都合をお伺いした上でご案内したいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

なお、本日の部会の概要につきましては、部会長にご確認いただいた上で、今週農林水産省のホームページにおいて掲示していく予定でございます。また、詳細な議事録については、前回同様、後日委員の方々にご確認していただいた上で、農林水産省のホームページに掲載したいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後4時45分 閉会